

部内検討資料

後援会活動のてびき

平成 20 年 6 月 改訂

日本税理士政治連盟
後援会対策特別委員会

改訂版の発刊にあたって

平成19年度税制改正において、日本税理士政治連盟は、法人税法第35条、すなわち特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、単位税政連及び後援会の力を結集し、粘り強い運動を継続した結果、適用除外基準である基準所得金額を800万円から1,600万円に見直すという大きな成果を得ました。これは、「税理士による後援会」と国会議員等との接触を通じて、税制改正要望の実現のための働きかけを行ったことが大きな力となりました。

本連盟は、平成19年度より税政連活動の根幹でもある後援会活動の更なる活性化に資するため、後援会対策特別委員会を設けて対応をしております。「税理士による後援会」は、他の士業団体には見られないものであり、税政連の地域に密着した活動として、内外から高く評価されております。

本連盟は、税理士業界の施策に理解を示す国会議員を支援するため、昭和50年から後援会の組織化を始め、現在約300の後援会が、国会議員等に対する支援活動を行っております。この間、後援会は、税理士法改正、税制改正など多くの重要問題に取り組み、解決に寄与してまいりました。現在、後援会の実情について、その多くが活発な活動を行い、後援会の枠を越えて政策ブレーンとしても被後援者の力になれる専門家集団として高く評価されておりますが、一部には更なる活性化が必要と思われる後援会も散見されます。

平成3年に本連盟は、後援会活動の充実・強化のための部内資料として「後援会活動のてびき」をとりまとめ、その後平成14年及び平成16年の改訂版発行を経て、後援会活動の実践的なマニュアルとして活用されてきました。

このたび16年改訂版発行後の政治経済等の進展や、平成20年1月に施行された改正政治資金規正法において、創設された登録政治資金監査人制度への対応が必要となってきたこと等を踏まえ、後援会対策特別委員会において「後援会活動のてびき」の平成20年度改訂版を作成することといたしました。

改訂に当たっては、これまでの本資料の骨子を活かしつつ、日常活動の活性化等、より実情に即したものといたしました。大野委員長をはじめ担当の委員の方々、特に起草に携わられた鈴木小委員長、安納委員、石田委員の三先生には大変なご尽力を賜り改訂を行うことができました。

現在、税理士業界は、税制改正問題、規制改革等の課題が山積しており、これらの解決には地域に密着した後援会活動により裏付けられた政治力が不可欠であります。今後とも各単位税政連における後援会活動の充実・強化のため、本資料が積極的に活用されることを願ってやみません。

平成20年6月

日本税理士政治連盟

会長 久野 峯 一

幹事長 徳 重 寛 之

第1章 税政連と後援会

1-1	後援会の目的	1
1-2	後援会活動の基盤	1
1-3	後援会活動	2
1-4	活動の活性化	2
1-5	被後援者へのPR	2
1-6	正会員と賛助会員	3
1-7	通常会費と臨時会費	3
1-8	後援会の結成	3
1-9	後援会設立指針（日税政）	5
1-10	後援会の解散	6
1-11	選挙管理委員会への届出	6
1-12	税政連への報告	7
1-13	Q&A	7

第2章 後援会の日常活動

2-1	年間スケジュール	9
2-2	総会、各種講演会等	9
2-3	被後援者との接触	10
2-4	会員の増強	11
2-5	その他の活動	11
2-6	具体例	12
1.	総会、各種講演会等	12
2.	後援会結成周年記念祝賀会、被後援者要職就任祝賀会	14
3.	税務支援の実情視察	15
4.	会員の増強	16
2-7	後援会標準活動基準	17

第3章 後援会と選挙支援

3-1	選挙活動の基本的考え方	18
3-2	後援会の通常の活動	18
3-3	後援会が公示(告示)前にできる活動	18

3-4	後援会が公示(告示)後選挙期間中にできる活動	19
3-5	禁止されている選挙運動	21
3-6	選挙運動について	22
3-7	戸別訪問について	22
3-8	連座制について	23
3-9	政治活動に関する寄附の制限について	24
3-10	具体例	25
1.	活動予定表	25
2.	役員会・世話人会案内文・決起大会次第	25
3.	電話戦術	26
4.	電話戦術実施要領	26
5.	電話のかけ方	27

第4章 陳情活動

4-1	陳情者自身の理解	29
4-2	陳情の内容	29
4-3	陳情の場所等	30
4-4	陳情参加者	30
4-5	陳情報告書の作成	30
4-6	陳情活動の成果	31
4-7	税制改正の流れ	33

第5章 資料

5-1	日本税理士政治連盟規約	34
5-2	政治資金規正法(抄)	38
5-3	選挙2法Q&A(平成19年1月国対委員会部内資料)	41
5-4	後援会の結成状況	49
5-5	設立助成金の取扱い	50
5-6	文書のひな形	51

第1章 税政連と後援会

1-1 後援会の目的

我が国の経済、文化等の安定と繁栄をはかり、国際社会での役割を果たすためには、納税者のための民主的な租税制度が必要不可欠であります。

その租税制度の適正性・実効性を担保する制度のひとつとして「税理士制度」があると認識されており、税理士制度の充実・発展が税理士会に求められております。

税政連は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、税理士会の方針に則って必要な政治活動を行っております。

「税理士による国会議員等後援会」は、税政連活動の大きな柱として昭和50年7月に第1号が誕生し、以来、数多くの後援会が結成され、平成20年5月末現在、全国で292の後援会が活動しています。

後援会は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものであり、後援会活動を通じて、税理士・税政連の存在をアピールし、被後援者の政治的活動をバックアップして、専門家としての情報を提供し、税理士業界に目を向けさせるとともに、被後援者からは税制改正等における情報を収集する、「ギブアンドテイク」の関係を構築しながら、その実現をはかることにその存在意義があるのです。

税理士による国会議員等後援会は、政党や代議士個人の後援会の下請けであってはならず、一部有力税理士の個人的色彩の強いものであってもなりません。つまり、「税理士のための後援会」でなければならないのです。

1-2 後援会活動の基盤

税理士ひとりひとりの常日頃の行動が、税理士の「社会的地位の向上」に貢献する一翼を担っています。

税理士は、社会公共性が求められている税理士法第1条（税理士の使命）の規定に沿って日常の税理士業務に邁進し、税理士会等が行う税務支援事業に協力し、また、商工会議所・商工会等税理士業界を取り巻く関連団体の会員・役員として、ユニセフ等税理士とは全く関係のないボランティア団体等の会員・役員として、あるいは消防団・町内会等の地域社会で、ゴルフ・カラオケ等の同好会等で、税理士としての品位と資質をもって、それぞれの立場で、それぞれの空間で、精力的に活躍して、『さすが 税理士さん！』と感じてもらうことが必要ではないでしょうか。

個々の税理士による日常の努力の集積が税政連活動や後援会活動の基盤となり、その基盤が大きいか程、税政連・後援会の存在感を増幅させ、目的の実現をより効果的にすると確信しています。

1-3 後援会活動

後援会活動の二つの柱として、

- (1) 陳情活動
- (2) 選挙支援活動

があり、その活動をより効果的なものとし、潤滑油としての機能をもつ、

- (3) 日常活動

があります。具体的な活動内容は、次章以降で説明します。

1-4 活動の活性化

結成当時の活発な後援会活動も、年月の経過とともに、ややもすればマンネリ化する傾向があります。

後援会活動は、常に会員・被後援者のニーズに応え、日税政・各税政連・各後援会が相たずさえ、それぞれの創意と工夫で、絶えず進歩改善させて行く姿勢こそ活性化の源といっても過言ではありません。

被後援者に感謝されるほどの活動をすること、つきつめて言えば、被後援者の地盤作りに協力し、積極的に選挙支援することにより、被後援者からの更なる理解と協力が得られ、後援会の更なる活性化に繋がることはいまでもありません。

1-5 被後援者へのPR

後援会活動をより実りあるものにするためには、被後援者に税理士・税理士会・税政連・後援会の存在とその重要性をアピールして認識を新たにしてもらい、被後援者と両輪ごとの関係を構築して行くことが重要です。

被後援者に、特に認識してもらいたい事項として、次の二項目があります。

- (1) 税理士は、社会公共的使命をもって行動しています。

税理士法第1条（税理士の使命）の規定により、税理士は、独立した公正な立場で、納税義務の適正な実現を図ることを使命として、税理士業務に邁進しています。

○ 税理士法（抜粋）

第1条（税理士の使命）税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(2) 税理士は、数10倍のパワーを持っています。

税理士は、平均70件のクライアント、税理士事務所の職員、友人・知人等広範な人脈を有しており、選挙支援活動に大きな力を発揮します。

1-6 正会員と賛助会員

後援会は、「税理士による国会議員等後援会」と称しており、名は体を表すことわざの如く、「税理士による後援会」であり、税理士中心の後援会であります。

しかしながら、税理士のみで組織するだけでは、十分な活動と成果をあげることができないので、税理士の家族、税理士事務所の職員、税理士の関与先・関係者を含めた組織作りをする場合があります。平成20年度に後援会対策委員会が行ったアンケートによれば、回答数206後援会のうち12.8%にあたる26後援会が税理士以外を会員としています。

この場合、税理士を「正会員」とし、その他の構成員を「賛助会員」として組織することが望ましいと考えています。

なお、政治資金規正法の関係上、税理士法人又は関与先法人は後援会に加入できません。

1-7 通常会費と臨時会費

後援会規約には、会費の徴収と寄附に関する規定が必要です。

月次会費・年次会費に相当する「通常会費」を若干でも徴収し、各種行事のたび毎に「臨時会費」を徴収するのが理想的な後援会の財務運営であります。

税政連からの助成金や被後援者等からの資金提供に頼らず、後援会が独自に集める会費、特に通常会費の徴収を組織充実の一要素であると捕らえた財務方針が必要であります。

なお、「税理士による後援会」であるためにも、賛助会員からの通常会費の徴収は避けるべきです。

平成20年1月に施行された政治資金規正法において、登録政治資金監査制度が創設されました。当該監査を義務付けられる対象には、租税特別措置法に規定する寄付金控除の適用を受ける政治資金団体のうち、国会議員等を推薦等することを目的とする政治団体が含まれており、税理士による国会議員等後援会についても寄附金控除適用団体である場合には、当該監査を義務付けられることとなります。選挙管理委員会に提出した政治団体設立届（P55参照）をチェックして、寄付金控除を申請している後援会については、変更を申請、または監査を受けてください。

1-8 後援会の結成

後援会の結成には、有志による自然発生的結成、又は各単位税政連の指導による場合等いろいろなパターンが考えられますが、その前提条件として、長期的な視野にたち、総合的に検討する必要があります。

事前に検討するに当たっては、

- (1) 税理士制度の発展に寄与できる被後援者
- (2) 所属する政党
- (3) 支持母体
- (4) 役職・経歴
- (5) 同一選挙区での既存後援会の有無

などの検討が不可決です。特に地方公共団体首長後援会の結成にあたっては、地域に貢献する税理士に対する被後援者の理解と外部監査人への税理士の登用問題及び地方独立行政法人の監事への登用に関し、積極的に取り組む意志等の確認が必要です。

選挙時における推薦は、選挙の都度行われるので、その時の政治事情・地域事情により推薦の有無を検討すれば良いのですが、一度結成された後援会は、相当期間存続するものであり、それだけに、結成の必要性については慎重なうえにも慎重に検討されなければなりません。

後援会が結成されれば、税政連活動に重大な影響をもたらすことになるので、所属する税政連と緊密な事前協議・連絡をする必要があります。

後援会の結成に関する具体的な様式見本、手続等は日税政事務局又は所属税政連事務局にお尋ねください。多くの単位税政連が後援会規約の雛形を作成していますが、ここでは参考までに、日税政が作成した「税理士による国会議員等後援会規約（案）」を登載します。

なお、後援会結成後の選挙管理委員会への届出・税政連への報告については、この章の 11 及び 12 をご参照ください。

参考：【5－6文書のひな形】

1 税理士による〇〇〇〇後援会規約（案）	…51 頁
2 政治団体設立届	…53 頁

設立助成金・後援会旗の支給基準（日税政）

- 日税政から、設立助成金・後援会旗等を支給します。
- 所属税政連を経て支給しますので、事前にご連絡ください。

1-9 後援会設立指針

現在の国政選挙において、特に衆議院議員選挙においては小選挙区制度を採っていることや、さらには二大政党化となってきたことなどから、現状においては一選挙区において複数の後援会が設立される可能性が増大しております。

各単位税理士政治連盟において、後援会設立基準を有しない場合、必要に応じて参考とされるよう日税政政策委員会は、後援会設立指針を作成しました。

平成 19 年 5 月 16 日

後援会設立指針

日本税理士政治連盟
政策委員会第 3 小委員会

昨今の政治状況下において一選挙区において複数の後援会が設立される可能性が増大し、各単位政治連盟の政治活動現場において混乱する事態が生じている。

このため当連盟において、後援会の設立に関する指針を制定することにした。
後援会設立基準を有しない各単位税理士政治連盟は、必要に応じこの指針を参考とされたい。

1. 次の (1) から (5) の各要件に該当する後援会には、2 に掲げる支援を行う

(1) 被後援者要件

被後援者は、次の各号の一つに該当すること

- ①過去において税理士制度の発展に尽力した者及び今後税理士制度の発展に対し協力が得られると認められる者であり、かつ、当選の可能性のある者
- ②税理士会の会員であって、真に税理士たる使命と信念に立脚した者であり、かつ、当選の可能性のある者

(2) 設立要件

認定を受けようとする後援会は、選挙管理委員会に提出した政治団体設立届出書の写に次の書類を添えて、各単位税理士政治連盟会長（以下、単位税政連会長とする）に届け出なければならない。

- ①設立総会出席者名簿
- ②役員名簿
- ③会員名簿
- ④後援会規約

(3) 存続要件

後援会は、選挙管理委員会に提出した収支報告書の写を毎年 4 月 30 日までに次の書類を添えて、単位税政連会長に提出しなければならない。

- ①定期総会出席者名簿
- ②役員名簿
- ③運動経過報告書
- ④収支報告書

(4) 会員要件

後援会は、税理士〇〇名または、被後援者の選挙区に事務所又は、住所を有する税理士の〇〇%

以上の単位税政連会員（税政連会費完納者）を以って構成する。

(5) 活動要件

後援会は、次の活動をしなければならない。

- ①定期大会
- ②後援会役員会
- ③被後援者への陳情
- ④国政報告会・研修会
- ⑤被後援者との懇談会
- ⑥現職議員の確定申告期会場視察（日程上可能な限り）

2. 支援等

- (1) 別途定める基準により、助成金等を交付する
- (2) 情報の提供等の支援を随時行う

3. 附則

- (1) 後援会は、原則として後援会会費を徴収する事とし、後援会会費の収納を以って、1の(4)の人数をカウントする。

1-10 後援会の解散

次のような事態に至った時、後援会は解散することになります。

- (1) 被後援者が死亡した時
- (2) 被後援者が引退を表明した時
- (3) 被後援者が社会的指弾を浴び、後援会として品位が問われるに至った時
- (4) 被後援者から解散の要望があった時
- (5) 国会議員が地方公共団体の首長に転出した時
- (6) 後援会の活動が長期間にわたり行われていない時

後援会を解散する場合は、総会（但し、事情により役員をもって総会構成員とすることができる）を開催して、解散と残余財産処分の決議をすることが必要です。最終的な残余財産は、所属税政連又は他の後援会等に寄附することが望ましいでしょう。

なお、後援会解散後の選挙管理委員会の届出及び税政連への報告については、この章の 11 及び 12 をご参照ください。

1-11 選挙管理委員会への届出

後援会は「政治団体」であり、税政連・会員・被後援者等からの収入は「政治資金」に該当しますので、政治資金規正法に基づき都道府県選挙管理委員会への届出が必要です。

後援会が選挙管理委員会に提出する書類・期限は次のとおりです。

- (1) 設立届… 設立後 7 日以内
- (2) 代表者等の異動届 …… 異動のあった日から 7 日以内
- (3) 収支報告書 …… 暦年分を毎年 3 月 31 日まで
- (4) 解散届・収支報告書 …… 解散後 30 日以内

1-12 税政連への報告

所属税政連への報告事項として、

- (1) 選挙管理委員会へ提出した届出書、収支報告書の写し
- (2) 各種集会（設立総会・定期総会・臨時総会等）
- (3) 役員の異動
- (4) 各種行事(年間行事予定を含む)
- (5) 税務支援の実情視察
- (6) 陳情

などがあります。

後援会の設立に関しては、所要の手続により所属税政連を経て日税政から設立助成金・後援会旗等が支給されます。また、後援会の各種活動には、所要の手続により助成金等を支給する税政連もあります。

なお、(2) (4) (6) については、日税政・所属税政連から役員が出席できることもありますので、「事前に」日税政・所属税政連へ連絡することが望ましいでしょう。

1-13 Q&A

Q：後援会は同一選挙区に複数あってもよいか。

A：後援会の結成は、原則として 1 選挙区 1 後援会が望ましいでしょう。参議院選挙の複数区や地域事情等により複数存在する場合は、後援会会員である前に税理士としての品位・資質をもって、節度ある後援会活動をする必要があります。

Q：地方自治体の首長を対象に後援会を結成したいが……

A：地方自治体の外部監査人制度等及び地方独立行政法人等の関連もあり、当面、都道府県及び中核市以上の首長を対象にした後援会の結成を積極的に取り組むべきです。日税政においても助成金及び後援会旗等の交付を行い、結成支援の充実を図っています。

Q：後援会が存在しておれば、選挙時の推薦は優先的に受けられるか。

A：選挙の都度、推薦審査会が開かれ、その時の政治事情・地域事情等を総合勘案して推薦の有無が決定されるので、基本的には、後援会存在の有無は問われません。

Q：税理士法人は寄附等後援会活動をできるか。

A：政治資金規正法上、税理士法人が後援会に対し、政治活動に関する寄附をすることは禁止されています。また、後援会会費や税政連会費についても寄附とみなされ、支払うことはできません。

Q：後援会の設立届を選挙管理委員会に提出しない場合は……

A：設立届提出後でなければ、政治活動に関する寄附を受け、または寄附をすることは禁止されています。必ず設立届を提出してください。

第2章 後援会の日常活動

2-1 年間スケジュール

1年間の活動計画について、次の事項を斟酌しながら、総会・各種集会・被後援者との接触・役員会等の年間スケジュールを予め決めておく必要があります。

- (1) 被後援者に関連する選挙があるか否かにより、全く異なる活動をしなければなりません。
- (2) 時宜に応じ、目的にかない、会員の負担にならず、飽きのこない活動を心掛け、いつも同じ様な活動パターンにならないよう、創意と工夫が必要です。
- (3) 被後援者と会員とのコミュニケーション、心の繋がりがより強くなるような計画・配慮が大切です。
- (4) 後援会の活動計画との競合を避けるため、税理士会・税政連・関連団体の行事開催予定等を情報収集します。
- (5) 国会、政府・政党等の委員会等開催予定、国政・地方の選挙予定等の政治情報を収集します。
- (6) 一般的には、被後援者のスケジュールを調整している特定の秘書がいるので、その専担者との連絡パイプを作っておくことは特に重要です。
- (7) 政治活動に多忙を極めている被後援者が多いので、出席を確約した被後援者からの突然の遅刻・早退・欠席を予め想定した対応策、例えば、配偶者の代理出席・行事進行の変更・会員への緊急連絡等を検討しておくことも大切です。

2-2 総会、各種講演会等（運営については、P12【2-6具体例1】を参照）

次のような集会を時々企画して、被後援者と会員・賛助会員との交流の機会をつくり、定期総会をはじめ、実情に応じた陳情・意見交換会・勉強会・懇親会等を適宜、組み合わせ実施します。集会の内容により、税政連との共催・後援も一つの方法です。

(1) 定期総会

年1回、被後援者臨席のもとに総会を開催し、被後援者には税理士業界に関連する政局の動向等の時局講演を依頼します。後援会規約では、総会開催期限の定めもなく、総会構成員も事情により役員のみとすることができますが、極力、5月末頃までに全会員を対象とした総会を開催してください。

(2) 臨時総会

税政連からの特別提案、後援会としての必要性から、臨時総会を開催する場合で、被後援者の都合がつかないときは、被後援者の配偶者又は秘書に代理出席を求めてください。

(3) 後援会結成周年記念祝賀会

この集会は、節目節目に、通常の集会とは違った雰囲気で開催することにより、新鮮さと活性

化が出てきます。

(4) 被後援者要職就任祝賀会

大臣・副大臣・政務官・委員長等の要職に就任した被後援者の祝賀会は、別の団体が大々的に主催する場合もあるので、積極的に参加協力し、祝賀会場の特定テーブルに集結する等により、存在感をアピールするのも、一つの方法です。後援会が独自に開催する場合は、定期総会・時局講演会等と同時開催すれば負担も軽減されます。

なお、政治資金規正法上の政治資金パーティーに該当する場合がありますので、事前に所属税政連と協議してください。

(5) 各種講演会・研修会

時局・国政・税制等をテーマとして、被後援者の日程の許す限り時々開催し、会員・賛助会員はもとより、未加入者にも参加を呼びかけます。特にミニ懇談会を開催し、若手税理士の参加を促し対談形式を取り入れる等マンネリ化の打破や組織拡大を意識した企画が必要です。

(6) 被後援者を囲む会

時局講演会とは異なり、比較的少人数で役員中心の集会ですが、役員以外の参加にも配慮してください。

2-3 被後援者との接触（運営については、P13【2-6具体例2】を参照）

各種集会は、被後援者への支援という意図も含まれていますが、主として、会員の関心を引きつけるための施策を中心とした活動です。

これに対し、次の活動は、被後援者に直接訴えて、我々の意図することを十分理解してもらうための活動です。

(1) 税務支援の実情視察

所得税確定申告期に税理士会が行う税務相談会場の現場を被後援者に見てもらうことは、税理士及び税理士会の社会奉仕活動を理解してもらうために不可欠であり、被後援者と来場の納税者との接触の場にもなります。

(2) 忘年会・レクリエーション等への招待

各種集会と異なり、会員の親睦が目的であるため、会員相互と被後援者との親密なコミュニケーションが形成できるので、機会ある毎に出席の要請を被後援者に行ってみましょう。

(3) 秘書との懇談会

多忙な政治活動に追われている被後援者へのアポイントは、困難な場合が多いので、身近にいる後援会担当の秘書を通じて、税政連の要望事項等を説明し、理解してもらう必要があります。年1回程度は、秘書との懇談会等を開催してください。

(4) 被後援者主催行事への参加

被後援者の政治団体等が主催する各種行事には積極的に参加し、後援会旗を有効に活用する等後援会の存在感を認識してもらう努力をしてください。

2-4 会員の増強 (運営については、P16【2-6具体例4】を参照)

会員数の拡大とともに、会員意識の拡充を図るための会員増強策が必要です。税理士会等での日頃の交流・人脈等の活用も大切であり、後援会の日常活動の活性化による後援会・被後援者の魅力をPRすることも、会員の増強に繋がります。

また、規約に賛助会員制度を設けて会員の拡大をすれば、選挙の時の大きな戦力に繋がります。税理士会員の冠婚葬祭に際し、後援会役員名の名刺を持参することによりPRを図っている後援会もあります。

ただし、選挙前の時期などに会員の拡大運動に名を借りて、事実上の選挙運動にわたるような場合には、事前運動の禁止に当たるので、注意する必要があります。

2-5 その他の活動

以上は、日常活動のうち基本的なものについて説明しましたが、マンネリ化の打破・活性化のための創意工夫・アイデアを出し合って、日常活動に邁進されることを期待しています。

具体的な活動例として、3項目を紹介します。

(1) 主婦・有権者予備軍を視野にした集い

主婦や未成年者の参加しやすいハイキング・バス旅行等を企画します。ただし、後援会は、一定の例外を除き、選挙区内にある者に対して寄附をすることができませんので、適正な会費を徴するなど注意が必要です。

また、主婦や未成年者が参加できる各種集会での懇親会場で、会員はもとより被後援者にもグッズの提供を求め(ただし、選挙前の一定期間は候補者等(被後援者)から後援団体に対する寄附が禁止されています。)チャリティーオークション等を行えば、会場は意外と盛り上がります。

(2) 被後援者のための掲示板設置場所の提供

野外の掲示板設置場所の無償提供を求めている被後援者がほとんどであり、税理士事務所・住所等の外壁・窓・フェンスの1㎡程度を積極的に提供すれば、大変感謝されます。

ただし、寄附には無償提供も含まれますので、ご注意ください。なお、法人が政党及び政治資金団体以外に寄附をすることは禁止されています。

(3) 祝電・弔電の要請

会員又は家族等の慶事・弔事に際し、事前に了承をとり、被後援者の後援会担当秘書に祝電・弔電の要請をすれば、快く応じてくれます。時には、被後援者本人又は秘書が参列してくれます。

ただし、被後援者が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、一定の例外を除き禁止されています。特に結婚式または葬儀については、被後援者本人が参列することなく祝儀・香典等を寄附することは罰則の対象とされています。また、秘書など被後援者以外の者が被後援者名義で寄附することも禁止されています。これらの寄附を求めることも禁止されていますので注意が必要です。

2-6 具体例

1. 総会、各種講演会等

1 総会・役員会の開催

できれば、被後援者又は秘書の出席を求め、次の事項について決定します。

- (1) 議案の確定
 - ① 活動報告② 決算報告③ 活動計画④ 収支予算⑤ 役員改選 ほか
- (2) 総会日時・場所の決定
- (3) 懇親会の開催（会費の額ほか）
- (4) 来賓・招待者の確定
- (5) その他総会運営に必要な諸準備

2 総会開催通知の発送（招待者を含む）

3 総会次第（例）

第1部 国政報告会（会員研修会）または地方行政報告会（例、県政報告会、市政報告会等）

サブタイトルとして、対象者を念頭にしたタイムリーで話題性のあるテーマを選定し、ネーミングにも一工夫を。

- 1 開会あいさつ
- 2 講師紹介（被後援者本人以外の講師を迎えるについては、被後援者又は秘書と協議のうえ講師を決定し、文書で要請します。）
- 3 国政報告（研修）
- 4 謝辞
- 5 閉会あいさつ

第2部 総会

- 1 開会あいさつ
- 2 来賓紹介
- 3 議長選任
- 4 議事
 - ① 活動報告② 決算報告③ 活動計画④ 収支予算⑤ 役員改選 ほか
- 5 被後援者あいさつ
- 6 来賓あいさつ
- 7 祝電披露
- 8 閉会あいさつ

第3部 懇親会

- 1 開宴あいさつ
- 2 乾杯

<懇談>

3 万歳三唱

4 閉宴あいさつ

4 この他、①進行表・分担表、②役務分担表、③被後援者日程表、④会場配置図、⑤チェックリスト、⑥配布資料等を準備します。議案書以外の配布資料（被後援者の機関紙など）については、秘書と相談して決めます。

5 税政連等への報告事項

- (1) 代表者、会計責任者の交替等選管届出事項については、選管へ届出するとともに税政連に報告します。
- (2) 税政連に開催の報告をするとともに議案書（関係資料を含む）を提出します。

参考：【5－6文書のひな形】

3	役員会開催通知書	…55 頁
4	総会開催通知書	…56 頁
5	時局講演会企画案	…57 頁
6	講師要請文書(時局講演会)	…58 頁
7	講師への礼状(時局講演会)	…58 頁
8	朝食懇談会通知書(税政連あて協力要請)	…59 頁
9	朝食懇談会通知書(税政連から関係役員あて出席要請)	…59 頁
10	朝食懇談会通知書(後援会役員への出席要請)	…60 頁
11	懇談会通知書(例1)	…60 頁
12	懇談会通知書(例2)	…61 頁
13	懇談会通知書(例3)	…61 頁
14	案内文書(秘書との懇談会)	…62 頁

2. 後援会結成周年記念祝賀会、被後援者要職就任祝賀会

1 企画案の作成

大まかな企画案ができあがると、役員会で実施可能なものか検討します。企画が決定すると、これを実行に移すための実施計画をつくります。その際、① 担当者、権限、責任を明確にした組織の編成、② 案内状、招待状、参加呼びかけなどの広報計画、③ スケジュール表等を盛り込みます。

1. 名 称
2. 開催の趣旨・目的
3. 日 時 平成 年 月 日 () 時 分
4. 場 所
5. 主 催
6. 共 催
7. 協 賛 日税政、関連団体など
8. 来賓・招待者など
9. 会 費 金 円
10. 式次第
11. 予 算 会費(@ × 人)、税政連からの補助金
12. その他 後援会旗、税政連旗等

2 対象者

- (1) 後援会会員
- (2) 招待者、広報関係者
- (3) 後援会会員及び家族、事務所職員、関与先、一般市民

3 周知の方法

- (1) 全会員に文書を発送します。出席数を把握するため、ハガキを同封します。
- (2) 関係役員に出席を要請します。
- (4) 関与先を含む場合は、案内状を発送する際に後援会で作成したチラシ等を同封します。
- (5) 出席状況が不調な場合には、地元支部長、任意団体等に出席方の勧奨を依頼します。

4 式次第 (例)

1. 開宴あいさつ
2. 経過報告
3. 来賓紹介
4. 来賓あいさつ
5. 花束贈呈
6. 被後援者あいさつ

7. 祝電披露
8. 乾杯
 - <懇談>
9. 万歳三唱
10. 閉宴あいさつ
- 5 このほか、①会場関係、②進行予定表・分担表、③役務分担表、④被後援者日程表、⑤チェックリスト等について準備します。

参考：【5－6文書のひな形】

15 来賓・招待者への案内書(結成周年記念祝賀会)	…63 頁
16 報道関係者への案内書(結成周年記念祝賀会)	…64 頁
17 会員への通知書(結成周年記念祝賀会)	…65 頁
18 来賓・招待者への案内状(要職就任祝賀会)	…66 頁
19 会員への案内状(要職就任祝賀会)	…67 頁

3. 税務支援の実情視察

1 意義

(1) 税務支援の現状、税理士会の社会貢献事業等について説明します。

- ① 施設及び派遣による税務支援
- ② 確定申告期における税務支援について各支部及び税理士会で集計している税務支援事績などをもとに説明します。

(2) 改善の方向性

将来の方向性について説明します。とりわけ商工会との間での秩序ある指導体制の確立に向けて協力を要請します。

2 議員への視察要請

税政連から関係議員に文書で要請しますが、後援会からも要請してください。

3 案内・説明者＝後援会の会長・幹事長等

4 同行者＝必要に応じて税政連役員に参加を要請します。

5 この他、①視察する会場との打合せ・連絡、②議員日程表、③視察終了後の懇談・陳情等の準備します。

6 視察終了後は、税政連への報告を忘れずに行ってください。

<チェックリスト>

1 議員へ視察要請

文書の作成（月 日）・送付（月 日）

2 議員日程の確認

- 3 視察会場の選定 ○○市○○会場
- 4 支部関係者へ通知 ○○支部長・当日の担当者
- 5 税政連へ実施日時等の連絡
- 6 案内者の決定
- 7 同行者の決定
- 8 説明資料の作成
- 9 陳情書の作成
- 10 懇談会場の選定
- 11 出席者 後援会関係
税政連関係
- 12 予算
- 13 税政連への実施報告書の作成

参考：【5－6文書のひな形】

20	実施要請文書(税務支援の実情視察)	…68 頁
21	国会議員への要請文書(税務支援の実情視察)	…69 頁

4. 会員の増強

チラシ・パンフレット作成上の注意事項

<いつまでも読者の手元に保存される可能性があること>を念頭に……………

- ◇ 視覚に訴える……文字だけでなく、写真やイラストを使ってレイアウトに工夫し、楽しく読めるようにすること。
- ◇ タイトル・キャッチフレーズの表現に注意する……最初に読者の注意を引きつけるので、読者に強い印象を与え、これに続く文章を読むための動機付けになるよう工夫すること。

参考：【5－6文書のひな形】

22	加入勧奨文書(例1)	…70 頁
23	加入勧奨文書(例2)	…70 頁
24	税理士による○○後援会の歩み	…71 頁

2-7 後援会標準活動基準

後援会の日常活動は、税理士会の意向を国政や地方行政に反映させるための税政連活動の最も重要な活動です。陳情の成果にも左右します。日税政では、平成19年に政策委員会が「後援会設立指針」を取りまとめその中で活動要件を示しています。ここでは、後援会活動の活性化のため平成16年に政策委員会が作成した後援会標準活動基準を参考資料として掲載します。

現在の国政選挙において、特に衆議院議員選挙においては小選挙区制度を採っていることや、さらには二大政党化となってきたことなどから、現状においては一選挙区において複数の後援会が設立される可能性が増大しております。

日税政では参考資料として、平成19年に政策委員会が一選挙区に於ける複数後援会を想定した「後援会設立指針」を取りまとめております。(5頁参照)

後援会標準活動基準

後援会は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政の確立を目指し以下の活動基準に沿った活動を行う。

- (1) 後援会は、会員の増強をはかり、被後援者との連携を深めるため懇談会等を開催する。
- (2) 複数の支部にわたる後援会は、関係支部との連携を緊密に行い、支援を要請できる。
- (3) 後援会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に次の書類を作成し、単位税政連に提出しなければならない。
 - ①後援会員名簿
 - ②役員名簿
 - ③総会議案書〈運動経過報告・収支報告書・運動方針及び活動計画書・収支予算書〉の写し及び採決の結果
- (4) 被後援者が、衆議院から参議院へ又は選挙区を変更した時。国会議員から首長選に鞍替えした時等重要な変更があった時には、書面をもって単位税政連に報告しなければならない。
- (5) 後援会活動の活性化を図るため、下記の活動目標をできる限り実践しなければならない。

後援会開催行事等	年間開催回数	摘要
定期総会	年1回	支部会員への案内状送付
後援会役員会	年1回以上	
収支報告書の提出	年1回	政治資金規正法に基づく書面
被後援者への陳情	その都度	本部の要請に応じて
国政報告会・研修会	年1回以上	
ミニ懇談会	年2回以上	若手税理士の参加を呼びかける。
現職議員の確申期会場視察	年1回	
後援会だよりの発刊	年2回以上	

※ 同基準における報告事項については、各後援会において徹底をお願いします。

第3章 後援会と選挙支援

3-1 選挙活動の基本的考え方

選挙というと、選挙違反の恐さと、知人をお願いする煩わしさで、ついつい避けて通りたいと思うのが人情です。

しかし、選挙は国政をより良くする為のものでありますから避けて通れないことは解ります。

選挙は、してよいことと、いけないことがあり、それを認識すれば恐れることはありません。むしろ出陣式などで、応援演説、弁士などを積極的に引受けて、各種の制度や体制の改善に尽力している税理士の姿をアピールして、その実現のために、代弁者の議員候補者を支援する演説は、候補者の当選に加えて、税理士の活動を社会にPRする絶好のチャンスと考えます。

安心して選挙活動ができるように、政治活動と選挙運動について、してよいこと、いけないことを十分に認識することが必要です。

3-2 後援会の通常の活動

1. 税理士による〇〇後援会に未加入の税理士に加入勧奨を行う。
2. 後援会の役員会や総会に、議員を招いて語り合う。
3. 後援会が見学会や慰安旅行を企画して、議員を招き、語り合う。

結束力の強化、会員増加が期待できる。

4. 会員事務所内に議員のポスターを貼り、名前の浸透をはかる。

なお、個人の政治活動用ポスターとして許されるものを除き、ショーウィンドーやアパート・ビルの通路・廊下、また、事務所内であっても不特定又は多数の人の見える場所に貼ることは、公選法143条の違反になります。

3-3 後援会が公示(告示)前にできる活動

1. 関与先に候補予定者の推薦を決定して、社内にポスターを貼る。(3-2の4を参照)
2. 関与先の朝礼などで、候補予定者から時事問題や政見問題などの話をしてもらう。
3. 後援会未加入の税理士はもちろん、関与先の社員や取引先等を対象に、〇〇候補予定者支援のリーフレットに署名してもらう。ただし、投票を得る等の目的と認められる場合は署名運動の禁止の違反となります。(公選法138条の2)

リーフレットは選挙の有無にかかわらず、毎年一定の時期に関与先からもらうことが望ましい。

リーフレットに書かれた総人数によって支援度合の一応の目安にされる。

4. 後援会が、適宜に候補予定者を囲んで「励ます会」「ミニ語る会」を開催する。

3-4 後援会が公示(告示)後選挙期間中にできる活動

候補者が立候補の届出を済ますと選挙日の前日までは、次のような選挙運動は自由にできます。

1. 個々の面談あるいは電話で、候補者へ投票を依頼する。
 - (1) 電車・バス・商店街や駅など街頭で出会った知人に、候補者への投票を依頼する。
 - (2) 事務所や自宅への来訪者に、候補者への投票を依頼する。
 - (3) 様々な集会や会合で顔を合わせた時に候補者への投票を依頼する。
 - (4) 電話による選挙運動は自由にできる。
(注) 携帯電話によるメールは文書図画違反になる。
2. 出陣式や演説会には積極的に参加し、応援演説を引き受ける。
3. 候補者の選挙事務所へ行って
 - (1) 選挙対策会議やその他の会合に出席する。
 - (2) 税政連の腕章をつけ、事務所内で電話を使って連絡や投票依頼をする。
4. 選挙運動用ハガキを活用する。

候補者の選挙事務所が投函する「選挙ハガキ」には、その推薦人となり、関与先などを宛先として、選挙事務所に提出する。

(注) 税理士が勝手にポストに投函することはできません。
5. ポスターを貼る。

選挙管理委員会発行の証紙の貼ってあるポスターを、税理士事務所や関与先の目立つところに掲示をお願いします。(国政選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙のみ)
6. 座談会、懇談会を開催する。

候補者と語る会を設ける。
7. 投票日当日の選挙に行けない人に、不在者投票を勧める。

選挙ニ情報

選挙運動期間（公示、告示～投票日前日）

衆議院議員	12日間	参議院議員	17日間
都道府県知事	17日間	都道府県議会議員	9日間
政令指定都市の首長	14日間	政令指定都市の議会議員	9日間
市長	7日間	市議会議員	7日間
町村長	5日間	町村議会議員	5日間

公示と告示

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の期日の決定の公表を公示といいます。それ以外の選挙の期日の決定の公表を告示といいます。

3-5 禁止されている選挙運動

公示(告示)前、公示(告示)後を問わず禁止されている主なものは次のとおりです。

1. 事前運動の禁止

選挙運動は、立候補の届出後でなければすることはできません。それ以前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。買収や戸別訪問など選挙期間中禁止されている行為はもちろんのこと、個々面接や電話による選挙運動のような選挙期間中にできる行為も、これを届出前に行えば、いっさい事前運動となります。

※ 後援会の設立時期につきましては、十分ご注意ください。

2. 戸別訪問の禁止

投票依頼を目的として、各戸を連続する意思を持って、訪問すること。

(注) 戸別に演説会の告知をすること、候補者の氏名、政党等の名称を言い歩くことは戸別訪問にあたる。

3. 買収の禁止

候補者の当選等を目的として、選挙人又は選挙運動員に対し金銭や物品を与えること。また、その申込みや約束をすること。(その供与を受け、若しくは要求し、又はその申込みをすることも禁止)

4. 供応接待の禁止

候補者の当選等を目的として、食事に招待して、飲食する等の供応接待をすること。また、その申込みや約束をすること。(その供応接待を受け、若しくは要求し、又はその申込みを承諾することも禁止)

5. 氣勢を張る行為、連呼行為の禁止

鐘や太鼓やラッパ類を鳴らして喧騒にわたる行為や連呼行為をすること。(連呼行為は、個人演説会や街頭演説会の場所等においてはすることができる。)

6. 署名運動の禁止

候補者への当選等を目的として署名を集めること。

7. 自分の手持ちのハガキなどで友人等に投票を頼むこと。

8. 陣中見舞としてお酒などを候補者に贈ること。

なお、選挙運動のために、個人が現金で150万円以内を寄附することは違反になりません。

9. 後援団体に関する寄附の禁止

後援会は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず次の(1)(2)(3)に掲げる場合を除き寄附をしてはならない。

(1) 政党その他政治団体又はその支部に対して寄附をする場合

(2) 当該公職の候補者等に対して寄附をする場合

(3) 当該後援会がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合

ただし、このような寄附であっても、花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは罰則をもって禁止される。

(注) 後援会の設立目的により行う行事又は事業とは

後援会の設立目的の範囲内において行う後援会の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や印刷、出版の事業をいう。

10. 選挙期間後の挨拶行為の禁止

何人も、選挙の期日後の当選祝賀会、その他の集会開催は禁止されています。また、答礼のための戸別訪問や、感謝文の掲示など一切禁止されています。(公選法178条)

3-6 選挙運動について

1. 政治活動とは

政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等、政治上の目的をもって行われる一切の活動と規定されており、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。

2. 選挙運動とは

- ①特定の選挙において
- ②特定の候補者の当選を目的として
- ③直接又は間接に働きかける一切の行為とされています。

○公職選挙法では、広義の政治活動から選挙運動を除いたものを政治活動としています。
○一方、政治資金規正法でいう政治活動とは、選挙運動と政治活動の両方を含めたものを政治活動としています。

3-7 戸別訪問について

1. 戸別訪問(禁止)

選挙に関し投票を得、得させ又は得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。戸別に、講演会の告知をすること、候補者の氏名、政党等の名称を言い歩くことも戸別訪問になります。(公職選挙法138条)

2. 個々面接(自由)

個々面接とは、選挙期間中に街頭、電車バス、商店、会合などでたまたま会った人に特定の候補者への支持を訴える行為です。

会員の事務所に来られた有権者に投票を依頼する行為は「個々面接」で違反になりません。

「個々面接」と「戸別訪問」との境界は微妙ですから注意を要します。

(注) 言論による選挙運動で自由なものとして、

①幕間利用による演説、②電話利用による選挙運動、③個々面接があります。

幕間演説については、候補者の演説が行われることが予め周知されていないことが必要です。

3-8 連座制について

連座制とは、候補者との一定の関係にある者が、買収等の罪を犯して刑に処せられた場合には、候補者が買収等の行為に直接関わらなくても、候補者の当選を無効とすると共に、5年間同じ選挙で同じ選挙区から立候補できない制度です。

連座制の対象者は、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族、候補者等の秘書、及び組織的選挙運動管理者等となっています。(税理士による後援会の役員は、この組織的選挙運動管理者等に含まれます。)

【抜粋】朝日新聞3面社説(平成19年9月5日)

議員辞職	<p>今度は選挙違反である。7月の参院選挙で当選したばかりの自民党の小林温参院議員が、議員を辞職した。陣営の出納責任者らが公職選挙法違反で起訴されたのを受けてのことだ。</p>
潔いのはいいけれど	<p>ひとつは、小林氏が「事件は無罪」と主張していることだ。「起訴を重く受け止める」という潔さはいいけれど、無罪だと言うのなら、なぜ議員の地位を投げ出すまでの行動に出たのだろうか。</p>
<p>小林氏は神奈川県選挙区で当選した。出納責任者らは大学生ら24人にピラ配りを依頼し、公選法で禁じられている選挙運動の口当を支払ったとされる。</p>	<p>選挙から3カ月以内に当選者が欠けた場合、次点の候補者が繰り上げ当選となる。神奈川県選挙区でいえば、公明党の松あきら氏が繰り上がる。小林氏が辞職しても、参院で与党の議席を減らすことにはならないし、公明党への顔も立つ。</p>
<p>出納責任者に罰金以上の刑が確定すれば、連座制で当選が無効となる可能性がある。こうした事件では最高裁で判決が確定するまで争い、議員の座にとどまろうとするケースもある。早々と議員を辞職したのは異例のことである。</p>	<p>ところが、3カ月が過ぎた後なら補欠選挙になり、民主党などに議席を奪われる恐れもある。やめるなら早い方がいい。そんな思惑があったとすれば、制度の趣旨を逸脱することにならないか。</p>
<p>遠藤農水相と坂本外務務官が辞任し、玉沢徳一郎元農水相が自民党に離党届を出したばかりだ。国民の多くが「またか」と失望し、政治への信頼がすり減っていく。耐えられない思いだ。</p>	<p>もうひとつ釈然としないのは、票を金で買うような行為と異なり、今回のような違反にどれだけ悪質性があるかだ。</p>
<p>だが、今回の議員辞職には、いくつかつ胸にすんと落ちないところがある。</p>	<p>公選法は、投票を勧誘する選挙運動者など、運動のために労務を提供する者などを分けている。原則として、運動者には報酬の支払いが認められていない。</p>
	<p>はがきのあて名書き、看板の運搬、車の運転などは労務として報酬を払える。では、看板を立てるのはどうか。民主党の青木愛参院議員の陣営の選挙違反事件では、ここが問題になっている。ピラ配りにも議論の余地がないのだろうか。03年の衆院選では、宮城県で2人の民主党議員を支援した労組が、電話での運動を民間会社に報酬付きで委託したとして有罪となり、2議員が辞職した。</p> <p>何が「運動」で、何が「労務」なのか、法に例示はない。グレーゾーンがあるのは確かだ。選挙の現場では両者を明確に分けるのは難しいと言う。</p> <p>この問題に限らず、選挙運動の規制には割り切れない部分があるのは事実だ。インターネットを使った運動が認められないのも、今の時代には違和感がある。有権者に訴える手段として、何をどう規制すべきなのか。時代の変化に即して、きちんと整理する必要がある。</p>

3-9 政治活動に関する寄附の制限について

個人による政治団体への寄附は、一つの政治団体に対して、年間150万円以内です。

企業、労働組合等の団体から政党、政治資金団体以外の政治団体、政治家本人への寄附はできません。

《政治活動に関する寄附の制限》

受領者	寄付者		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体					
					政党		政治資金団体		その他の政治団体	
	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体	年間2,000万円	制限なし	資本金・組合員数等(※4)に応じて年間750万円～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間1,000万円(※1)	年間150万円(※2)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	年間5,000万円
	資金管理団体以外の政治団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)	年間150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
公職の候補者		金銭等に限り禁止(※3)その他は年間150万円		禁止	禁止	制限なし	制限なし	金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし	金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし	金銭等に限り禁止(※3)その他は制限なし

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

3-10 具体例

1. 活動予定表

月	日	曜日	日 程
11	24	金	世話人会を開催し活動方針を協議
	27	月	挨拶回り
	29	水	同上
12	2	土	支部忘年会に被後援者を招待
	9	土	〇〇地区後援会結成式に参加応援
1	3	水	被後援者本体後援会主催の新年会へ参加
	20	土	被後援者選挙対策本部事務所開き
2	31	水	世話人会
	3	土	出陣式：立候補届出後(午前8時)、第一声：8時30分・〇〇市役所前
	5	月	決起大会勧誘電話、配布資料の袋詰作業
	6	火	会館の会場設営、諸手配
	7	水	総決起大会3時30分終了後世話人会
	9	金	各自選挙活動、三役打合せ(午後6時選対本部)
	13	火	世話人打合会(午後6時 会館)
	14	水	他支部等訪問
	15	木	同
	16	金	午後1時～夕方 会館へ世話人集まって総仕上げ 1 会員へ再度電話依頼(職員、家族、親戚、関与先) 2 区外在住知人(本部役員等)へ選挙区在住知人への電話依頼 3 他支部へ同じような働きかけをする
18	日	投票日、夕方から会館へ集合、審判を待つ。 当確と同時に候補設営の会場へ移動	

2. 役員会・世話人会案内文、決起大会次第

参考：【5-6文書のひな形】		
25	役員会・世話人会案内文	…72頁
26	決起大会次第	…73頁

3. 電話戦術

後援会役員は、電話戦術を総括する

1. 後援会役員は電話戦術当番表を作成し、会員に担当日の通知をする。
2. 電話戦術当番表の写しを速やかに税政連（支部長）あてに送付する。
3. 当番表に支障がある場合は、事前の申し出により担当日の差し替えを行う。
4. 電話戦術に必要な次の用具を用意する。

会員名簿、後援会旗、電話戦術要領（電話のかけ方） 電話戦術日誌、電話戦術担当表、筆記用具 等

選挙期間中は、上記の用具は電話戦術を行う場所に保管を依頼し、選挙が終了したら、直ちに引き揚げて所定に保管する。

5. 電話戦術担当者は、電話戦術日誌に業績を記載する。
6. 電話戦術の実績を被後援者及び税政連に報告する。
7. 後援会と選挙事務所と協議する事項
 - (1) 選挙事務所の窓口担当者を決めてもらう。
 - (2) 専用の臨時電話を2台ぐらい架設してもらう。
 - (3) 電話戦術を行う場所、後援会旗を置く場所を決めてもらう。
 - (4) 担当者交替時までの用具類を保管してもらう。

※電話による選挙運動に対して、日当等を支給することは運動買収とみなされ、また、連座のおそれもあることから注意してください。

4. 電話戦術実施要領

- (1) 選挙事務所に赴き、税理士による〇〇〇後援会の者であること及び電話戦術に来たことを明確に伝える。
- (2) 電話戦術の展開について
 - (イ) 税理士に対して行う場合
備付けの税理士会員名簿により税理士本人に対し、
 - (a) 〇〇候補者は〇〇税理士政治連盟の推薦候補者であることを告げ、投票を依頼する。
 - (b) 当該税理士に対し家族、事務所の職員・その家族・関与先の人達、知人・友人等に電話による投票依頼をしてくれるようお願いする。
 - (c) 税理士本人に(a)、(b)の要請が済んだ場合は、税理士会員名簿の氏名の前に（済）の

印を記入する。

(d)(c)による(済)のある税理士には、重ねて(a)、(b)を行わないようにする。

(ロ) 当番税理士は関与先の人達、知人・友人に対して当番の税理士自身、自己の関与先名簿、知人・友人名簿、年賀ハガキ等を持参のうえ、これにより投票依頼の電話をする。

(3) 電話戦術日誌の作成について

電話戦術が終了した時は、備置している電話戦術日誌に所定の事項を記入する。

(4) 電話戦術の責任者は、電話戦術の終了後、次の当番者へ引継する。

(5) 当番に当たっている日に支障が生じた場合は、早急に当番の責任者(当番表の◎印の人)を通じて後援会会長または支部連会長に連絡し、代わりの者をたてるようにする。

5. 電話のかけ方

電話による選挙運動は自由ですので、組織的に活用すると選挙の有力な武器になります。

電話戦術は、候補者の投票依頼と同時に、選挙民の候補者に対する反応を確実につかむことができますので、計画的に有効に利用しましょう。

注 意 事 項

- (1) 相手から怒られても『怒らず、気にせず、すぐ忘れてしまう』こと。
そして、二度と電話をかけないこと。
- (2) 真心をこめて話すこと。情に訴えるよう、その気分になって頼むこと。
- (3) 受話器は必ず相手が置いてから、こちらが置くこと。
- (4) 電話の反響を記入すること。
 - ① 特に返事の良いところは ◎
 - ② 返事の良いところは ○
 - ③ 怒ったり、どなったり、返事の悪いところは ×
 - ④ 特別の反響や用件を頼まれたときにはメモをとって、責任者に連絡し善処すること。
- (5) 子供が電話に出て、大人のいない家では子供によく頼むこと。『帰られたらお父さん、お母さんによろしくお伝え下さいネ。』と。
- (6) 職業・相手先により、電話の時間を考えること。
 - ① 飲食店＝昼食時(11時～1時)、夕食時(5時～7時)は中止
 - ② 青果店、鮮魚店、肉屋＝夕方時は中止
 - ③ 一般家庭＝早朝、夕食時は中止

- ④ 会社、工場＝午前9時前、午後5時以後は中止
- (7) 話し中だったり、不在で電話口にだれも出て来ないときは、日時をかえて、忘れずかけ直すこと。
 - (8) 会社、工場などの場合は、『どうぞ皆様によろしくお伝え願います!』と最後に附言すること。
 - (9) 候補者を推薦または支持する各種の団体、会社、組合、同窓会等の構成員には、これらの関係者の知名人や事務担当者から、それぞれにかけることも効果があるが、特に選挙事務所から電話することが一層効果的です。

参考：【5－6文書のひな形】

27	電話戦術日誌	…74頁
28	電話戦術当番表	…74頁

第4章 陳情活動

税理士会自体の使命として税理士制度の改善と進歩を図ることは当然であり、平成13年の税理士法改正は大きな成果を挙げましたが、時代にあった法改正は必要です。また、日税政規約第4条にもあるとおり、納税者のための租税制度並びに税務行政の確立に資するため、毎年の税制改正等に対し、常時後援会活動を通じ効果のある陳情活動を行うべきです。

税理士業界を取り巻く諸制度は、立法上及び行政上の調整が様々発生しており、これら諸制度を解決するために税政連は、国会議員、政党、政府等に税理士業界の立場を理解してもらうため趣旨説明、陳情等を精力的、積極的に行う活動が陳情活動なのです。

4-1 陳情者自身の理解

陳情を実施する前に、その陳情者自身が陳情の内容について十分に理解する必要があります。陳情者は、陳情の趣旨を簡潔に的確に国会議員に応答ができるように陳情のポイントを理解していなければなりません。国会議員には平日頃より連絡をとり、土曜日、日曜日等地元に帰郷した時には理解し合えるように心掛けるべきです。

陳情の要領は次のとおりです。

- (1) 陳情書を議員にできるだけ直接手渡しをして趣旨を説明する。
- (2) 議員の帰郷日時を地元事務所の秘書や事務局担当者に聞き、直接会える日時を連絡する。議員不在のときは秘書に趣旨を伝え、陳情書を手渡しする。
- (3) 議員、秘書不在の時でも地元事務所の事務局担当者に名刺を添えて手渡しをする。後日議員に直接電話すること。
- (4) 陳情者は後援会長、幹事長、支部長(支局長、地区長)等後援会役員にて陳情をする。
- (5) 集会時の陳情や他団体との同時陳情は効果が薄い。
- (6) 年末・年始の陳情は当然である。単位税政連より法改正の陳情内容が連絡されたときは、後援会は早急に陳情を実施する。

4-2 陳情の内容

陳情の内容については、要点を明確にし、コンパクトにまとめた陳情書を作成し、陳情者が答弁で補充し、相手に理解しやすいように説明します。

4-3 陳情の場所等

陳情を行う場合には、後援会担当の秘書に事前に連絡をし、日時、場所は国会議員の日程に合わせます。陳情の際には、国会議員に直接行う場合でも秘書にも陳情を理解してもらうために同席してもらおうと良いでしょう。

議員会館で陳情を行う場合には、議員会館入口の受付で「面会証」に所定の事項を記入し、受付係員から許可を受けて入館します。院内での陳情となった場合は、議員秘書に「通行証」を手配してもらい、案内をお願いします。

4-4 陳情参加者

陳情の日時が決定したら陳情参加者を決定します。その際、陳情参加者は、後援会の役員はもちろん、税政連支部長(地区長、名前は地区により異なる)、副支部長(副地区長)に参加して頂き、税政連の幹部にも連絡し、参加を依頼します。陳情参加者の人数が多いほど、陳情を受ける国会議員は陳情の趣旨に力を入れて頂けます。また、議員の役職、影響力に応じて日税政に対しても参加を依頼します。議員会館のみでなく地元事務所にも常日頃連絡をすることが必要です。

4-5 陳情報告書の作成

陳情が終了したら報告書を作成し、所属税政連に提出します。報告書は、全後援会が一斉に陳情を実施する場合には、税政連で統一的に作成するとよいでしょう。

陳情報告書には主に次の事項を記載します。

- (1) 後援会の名称
- (2) 陳情の日時・場所
- (3) 陳情先(議員本人か秘書か)
- (4) 陳情内容
- (5) 陳情参加者(後援会関係者の役職・氏名・税政連・日税政関係者)
- (6) 陳情内容に対する陳情先の反応
- (7) 教訓、反省すべき事項

参考：【5-6文書のひな形】

4-6 陳情活動の成果

税理士による国会議員等後援会は、税政連活動の中心として、日税政、単位税政連、日税連、単位税理士会と連携した活動により、これまで税理士制度・税制改正に関して、次のとおり数多くの大きな成果を挙げています。

1. 税理士法改正

後援会が活動を開始した昭和50年以降、昭和55年と平成13年に税理士法の大きな改正が行われました。後援会はこれら税理士法改正の最も大きな原動力となりました。

2. 税制改正

日本税理士会連合会の税制建議を受けて、陳情活動を展開し、次のような項目が実現しました。

- ① 小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の特例を届出により翌年1月20日まで延長
- ② 欠損金の繰越控除の一部停止など赤字法人への課税について期限切れとともに廃止
- ③ 個人事業者の消費税の納期限を翌年2月末日から3月末日に延長
- ④ 相続開始前3年以内に取得した土地・建物等についての相続税の課税価格の計算の特例(いわゆる「3年縛り」)の廃止
- ⑤ 中小法人の軽減税率引き下げ、留保金課税の軽減
- ⑥ 取引相場のない株式等についての相続税の課税価額の軽減措置
- ⑦ 固定資産税の縦覧制度の改善
- ⑧ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金不算入の特例
- ⑨ 交際費課税の軽減
- ⑩ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ⑪ エンジェル税制の拡充
- ⑫ 同族会社の留保金課税制度の適用対象から資本金の額が1億円以下の特定同族会社を除外
- ⑬ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額を800万円から1,600万円に引き上げ

3. 会社法制

平成14年の商法改正で現物出資の評価説明等の有資格者として、税理士が弁護士、公認会計士と共に商法に明記されました。

平成17年に成立した会社法において、制度化された「会計参与」の有資格者として、税理士と公認会計士が会社法に明記されました。

4. 地方公共団体の外部監査

平成9年の地方自治法改正において制度化された地方公共団体外部監査人の有資格者として税

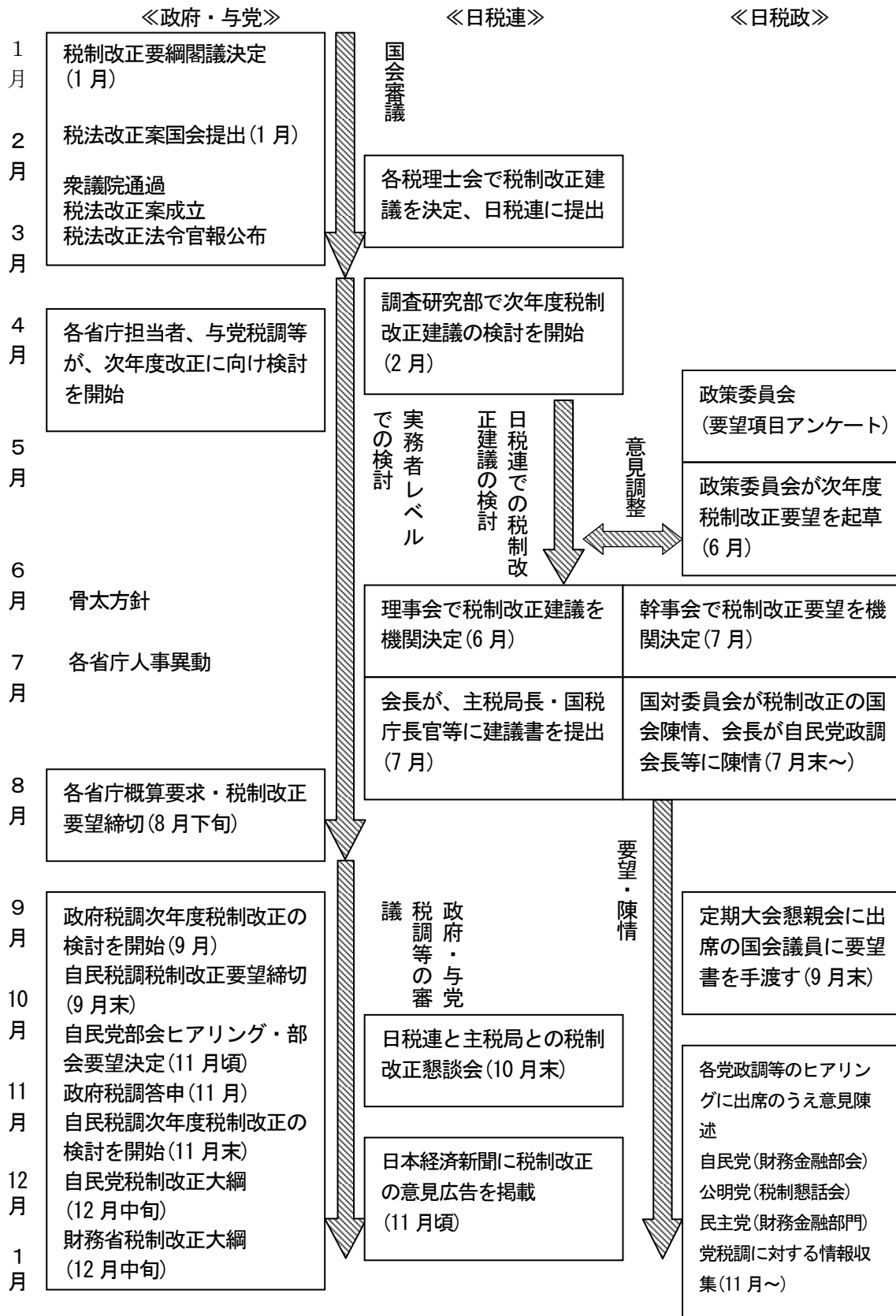
理士が明記されました。

平成20年3月現在、全国で13の税理士による首長後援会が設立されており、税理士の外部監査人等の選任に向けた活動を行っている。

5. その他

国税不服審査制度の見直し、社会保険労務士法改正、不動産コンサルタント問題等の懸案事項に対し税理士による後援会は積極的に対応しています。

4-7 税制改正の流れ



第5章 資料

5-1 日本税理士政治連盟規約 (平成18年9月28日現在)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は日本税理士政治連盟（略称「日税政」）と称する。

(本 部)

第2条 本連盟の本部は、東京都品川区に置く。

(組 織)

第3条 本連盟は別表1に掲げる税理士政治連盟（本規約において「単位税理士政治連盟」という。）をもって組織する。

(目 的)

第4条 本連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
- (2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
- (4) 単位税理士政治連盟及びその会員に対する情報の提供並びに機関紙の発行
- (5) 日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との連絡調整並びに連携の強化
- (6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 15人以内

- (3) 総 務 会 長 1人
- (4) 総 務 副 会 長 2人
- (5) 総 務 38人以内
- (6) 幹 事 長 1人
- (7) 副 幹 事 長 8人以内
- (8) 幹 事 15人以内
- (9) 会 計 監 事 5人以内

(会 長)

第7条 会長は本連盟を代表して会務を総理する。

(会長の選任)

第8条 会長は、大会において選任する。

(副会長)

第9条 副会長は、単位税理士政治連盟の会長(会長に選任された者を除く。)である者すべてをあてる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を代行する。

(幹事長)

第10条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

2 幹事長はその職務に属する事項で重要と認められるものについては、会長に裁断を求めなければならない。

(副幹事長)

第11条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(幹事長及び副幹事長の選任)

第12条 幹事長及び副幹事長は、総務会の承認を受けて会長が決定する。

(幹事)

第13条 幹事は、幹事会の構成員であり、会務執行に関する審議に参画する。

2 幹事は、幹事長の推薦により会長が委嘱する。

(会務の執行)

第14条 会長、総務会長及び幹事長は、会務の執行に当たっては関連する法令若しくはこの規約若しくは規則の規定又は大会、総務会

若しくは幹事会の議決に反することができない。

- 2 会務の執行に関しては、これを規則で定める。

第3章 執行機関

第1節 正副幹事長会及び幹事会

(正副幹事長会)

第15条 正副幹事長会は、幹事長及び副幹事長で構成する。

- 2 正副幹事長会は、会務執行に関する事項について協議する。
- 3 正副幹事長会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第16条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

- 2 幹事会は、会務執行に関する重要事項につき協議決定する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集しこれを主宰する。

第2節 委員会

(委員会)

第17条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ迅速ならしめるため、次の委員会を置く。

- (1) 政策委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 組織委員会
- (4) 国対委員会
- (5) 広報委員会

(委員会の所掌事項)

第18条 各委員会の所掌事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 政策委員会 本連盟の基本政策の企画立案、税理士業務の確保・拡充対策の審議及び単位税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策
- (2) 財務委員会 本連盟の財政強化と健全な運営を図るための諸施策
- (3) 組織委員会 本連盟の組織活動の統一強化に関する諸施策
- (4) 国対委員会 本連盟の事業の遂行に必要な国会活動及び本連盟の選挙対策の企画立案
- (5) 広報委員会 本連盟の目的、事業達成のための情報の収集、機関紙の発行その他の広報活動

(委員会の組織)

第19条 各委員会に委員長、副委員長3人以内及び委員若干人を置き、委員長は副幹事長のうちから、副委員長は委員のうちから幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 大会

(大会)

第20条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

- 2 定期大会は毎年1回総務会の議を経て会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めるとき又は単位税理士政治連盟の3分の1以上の要求があったときは、会長は、1カ月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成及び代議員の任期)

第21条 大会は本連盟の最高機関とし、単位税理士政治連盟が選任する代議員をもって構成する。

- 2 単位税理士政治連盟は、あらかじめ毎年7月1日現在の税理士会所属会員数(税理士法人である会員を除く。)を基準として代議員を選任し本連盟に報告しなければならない。
- 3 代議員選出の基準その他については総務会で定める。
- 4 代議員の任期は、定期大会開催の日から次の定期大会開催の日の前日までとする。
- 5 単位税理士政治連盟は、その代議員に欠員を生じた場合は補欠の代議員を選任する。補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大会の議事)

第22条 大会の議長及び副議長は、その都度大会において選任する。

- 2 大会は、構成員の2分の1以上の出席者がなければ議事を開くことができない。ただし、委任状による出席を認めることができる。
- 3 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 大会の議事及び運営その他については総務会で定める。

(大会の議決事項)

第23条 大会は次に掲げる事項を決定する。

- (1) 会長、総務及び会計監事の選任又は承認(第33条第2項に定める補欠選任を除く。)
- (2) 運動方針の採択
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認

(5) その他会務に関する重要事項

否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 審議機関

第1節 正副会長会

(正副会長会)

第24条 正副会長会は、会長、副会長、総務会長及び幹事長をもって構成し、本連盟の運営及び事業活動に関する事項を審議決定する。

2 正副会長会は、総務会の議決により総務会の権限の一部を行使する。ただし、正副会長会が決定した事項については、当該正副会長会の議長は、これを次の総務会に報告しその承認を受けなければならない。

3 正副会長会は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の各選挙に際し、候補者の推薦につき審査決定する。

(正副会長会の議事)

第25条 会長は、正副会長会を招集し議長としてその運営にあたる。

2 正副会長会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 正副会長会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第2節 総務会

(総務会)

第26条 総務会は、本連盟の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。

(総務会の構成)

第27条 総務会は、総務をもって構成する。

2 次の各号に掲げる者を総務とする。

(1) 単位税理士政治連盟会長のうち大会において総務として承認された者

(2) 大会において総務として選任された者

(総務会長及び総務副会長)

第28条 総務会長は、総務会を招集し議長としてその運営にあたる。

2 総務副会長は、総務会長を補佐し総務会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 総務会長及び総務副会長は、総務会において互選する。

(総務会の議事)

第29条 総務会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状による出席を認めることができる。

2 総務会の議事は、出席者の過半数で決し、可

第6章 その他の機関

(会計監事)

第30条 会計監事は、大会において選任する。

2 会計監事は、経理を監査し、決算の審理にあたる。

3 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は使用人となることができない。

4 会計監事は、その求めるところにより本連盟の会務執行に関する会議に出席し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第31条 本連盟に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、総務会の議を経て会長が委嘱する。

(特別の機関)

第32条 会長は、必要に応じ総務会の議を経て臨時に特別の機関を設けることができる。

第7章 役員及び委員の任期

(役員任期)

第33条 本連盟の役員任期は、就任後第2回目の定期大会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充選任による役員任期は、現任者の残任期間と同様とする。

(役員任期の特例)

第34条 前条各項の規定にかかわらず、役員が次の各号に該当することとなったときは当該役員任期は終了したものとする。

(1) 役員が所属する単位税理士政治連盟の会員としての資格を失ったとき。

(2) 第9条に定める副会長及び第27条第2項第1号に定める総務が単位税理士政治連盟会長の資格を失ったとき。ただし、任期満了により退任した場合を除く。

(3) 大会で選任又は承認された役員につき大会において解任の決議があったとき。

(委員会委員の任期)

第35条 前2条各項の規定は、各委員会の委員長、

副委員長及び委員の任期について準用する。

(任期満了後の役員等の職務)

第36条 任期が満了した役員又は委員は、新たに選任される役員又は委員が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職制及び事務処理に関する事項は別にこれを定める。

第9章 財 務

(経 費)

第38条 本連盟の経費は分担金、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(分担金)

第39条 単位税理士政治連盟は、毎事業年度の分担金を本連盟に納付しなければならない。

2 単位税理士政治連盟に対する分担金の算定基準は、毎年7月1日現在における当該単位税理士会の会員数（会費免除者及び税理士法人であ

る会員を除く。）に1,500円を乗じた額とする。

(寄附金)

第40条 本連盟は、本連盟の目的、事業に賛助する個人及び団体から寄附金を受けることができる。

(予算及び決算)

第41条 毎会計年度の予算及び決算は大会の承認を受けなければならない。

(事業及び年度)

第42条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(会計処理の細目)

第43条 本連盟の会計処理については、この章で定めるもののほか、総務会で定める。

第10章 雑 則

(規約の改正)

第44条 本規約の改正は大会の議を経て行うものとする。

附則＝省略

別表1

	名 称	管 轄(都道府県)
1	東 京税理士政治連盟	東京
2	東京地方 //	神奈川、山梨
3	千 葉 県 //	千葉
4	関東信越 //	埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟
5	近 畿 //	大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
6	北 海 道 //	北海道
7	東 北 //	宮城、岩手、福島、秋田、青森、山形
8	名 古 屋 //	愛知(名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、愛知郡、西春日井郡及び知多郡)、岐阜
9	東 海 //	静岡、愛知(名古屋税政連の管轄を除く)、三重
10	北 陸 //	石川、福井、富山
11	中 国 //	広島、山口、岡山、鳥取、島根
12	四 国 //	香川、愛媛、徳島、高知
13	九州北部 //	福岡、佐賀、長崎
14	南九州 //	熊本、大分、宮崎、鹿児島
15	沖 縄 //	沖縄

5-2 政治資金規正法(抄)

(昭和23年7月29日法律第194号) 最終改正：平成19年12月28日法律第135号

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第五条第2項 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

(政治団体の届出等)

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日）から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。）主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

二 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

三 政党及び政治資金団体主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

2 政治団体は、前項の規定による届出をする場合には、綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（第七条第一項において「綱領等」という。）を提出しなければならない。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異

動の日から七日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第二項の規定の例により届け出なければならない。

(届出前の寄附又は支出の禁止)

第八条 政治団体は、第六条第一項の規定による届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日

ロ 寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日

ハ 寄附のうち次条第二項の寄附のあつせんをされたものについては、その寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業（寄附のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第十二条第一項第一号ハにおいて同じ。）並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

ニ 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場

所

ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち次条第三項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業（対価の支払のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第十二条第一項第一号チにおいて同じ。）並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

チ 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日

リ その他の収入については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項

イ 預金（普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）若しくは貯金（普通貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）については、これを預け入れたときは

当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、預け入れた金融機関又は郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この号において同じ。）の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、払戻しを受けた金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに払戻しの金額及び年月日

ロ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日、これを譲渡し、又はこれの償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額並びに信託の終了年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

（会計帳簿等の保存）

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（国会議員関係政治団体）

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第5条第1項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院

議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

（国会議員関係政治団体に係る通知）

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

（会社等の寄附の制限）

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の方に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

5-3 選挙2法Q&A (平成19年1月国対委員会部内資料)

日本税理士政治連盟は、国政選挙に際して、単位税理士政治連盟の支援のため選挙2法Q&A等の参考資料の各単位税政連への送付等の施策を行っている。ここでは、これまで日税政が開催した選挙2法研修会における質疑応答の概要を参考資料として転載する。

Q1 事前運動の禁止とは。

A 法律上、事前運動はいつからという期間の定めはありません。特定の選挙において特定の候補者に投票を依頼するような行為があれば、3年前であろうが5年前であろうが法律が禁止する事前運動です。それは口でいおうが紙で書こうが、あるいは買収資金を渡そうがどれも同じです。

選挙の公示・告示前の選挙運動は禁止されますので、公示・告示前に例えば「今度の衆議院選挙では誰れさんをよろしく」といったら選挙が特定されていますので、それは事前運動となります。戸別訪問や買収のように選挙期間中にも禁止されている行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動のように選挙期間中であれば制限されない行為も立候補届出前には一切許されません。

ただし「私は今こういうところに勤めていますけれども、いずれ選挙に出ることもあるかもしれません。そのときはよろしく」とか「来年の選挙にはうちの団体が誰かを推薦しますから、そのときはよろしく」というように、選挙や候補者が特定されていなければ許されます。

問題はある行為が選挙運動として認定されるかどうかです。同じ行為でも、選挙がはるか先であれば、選挙運動の目的とは認定されないだろうと思われませんが、選挙目前であれば、そういう行為に名を借りた選挙運動ではないかと認定される蓋然性が非常に高いということです。

Q2 税政連が候補者に陣中見舞をすることができるか。

A 政治団体が寄附者で、受領者が政治家個人である場合は、選挙運動に関する寄附は金銭であってもかまいません。したがって、陣中見舞を出しても良いということになります。その場合、年間5万円を超えるものについては、選挙後候補者が提出する選挙運動の収支報告書に記載され、公表されます。

また、現金ではなくウーロン茶やビール券を何ダースか差し入れても良いかという質問を受けることもあります。現金でも良いのだから、しかも選挙運動に関するものだからいいだろうと理解されるかもしれませんが、候補者のみならず誰であっても選挙運動に関して飲食物の提供は禁止されています。これは政治資金規正法ではなく公職選挙法第139条に規定されています。選挙事務所は飲食物を出すのももらうのも禁止されています。

選挙事務所が、選挙運動員に対して一定の数量の範囲内で一定の金額以内の弁当を出すことや、来客にお茶やお茶うけのお菓子などを出すことは、特に公職選挙法で認めていますけれども、それ以外はおよそだめですから、陣中見舞として飲食物を提供してはいけません。

Q3 陣中見舞の際、公示前後にかかわらず、例えば「今後の税理士法改正についてよろしくお願いします。」というようなお願いをして良いのか。

A Q2で述べたとおり、選挙運動に関する寄附は、金銭であってもかまいませんから、陣中見舞では金銭による寄附が行われる例が多く見受けられますが、現実問題としてお

たずねのようなやり取りがあった場合、請託と受け取られる虞がありますので、差し控えてください。

Q 4 税政連が政治家のパーティー券や本を買うことができるか。

A パーティー券については、出席を前提として、その単価が社会通念上妥当なものであれば、寄附ではなく、パーティー参加の対価を支払っているという取扱となります。

しかし、社会通念上妥当でない高額なパーティー券は寄附となります。通常2万円くらいであれば社会通念の範囲内と考えられますが、それも出席が前提ですから、出席しないのに何十枚も買ってはだめです。同一のパーティーに対するパーティー券の購入は150万円まででなければいけません。また、20万円を超えた場合は、個人・団体を問わず誰が購入したか公開されますので注意が必要です。

政治家が発行する図書の購入や講演依頼をして謝金を支払うことなどについても、対価を支払っているのであり、金額が社会通念上妥当なものであれば差し支えないと思います。あとは何が社会通念上妥当な金額かという問題です。

Q 5 立候補予定者が事前にポスターを貼っているが、規制はないのか。

A 立候補予定者が政治活動を行うのは、自由というのが原則です。政治活動用のポスターを貼り出したとしても、基本的には問題ありません。ただ、公職選挙法は、任期満了の日の6カ月前の日または衆議院解散の日の翌日から当該衆議院議員総選挙の期日までには後援団体や政治家が政治活動用ポスターを貼り出せず、また、貼ってあるものは撤去しなければならないと規定しています。

しかし、衆議院が解散されても街のあちこちに党首と候補者の写真を並べたようなポスターが貼ってあります。これは政治家個人でなく政党の政治活動用ポスターです。この場合、上記の制限はありませんが、政党の政治活動用ポスターであっても候補者の名前や写真の入ったポスターは、選挙の公示・告示日以降は撤去しなければならないと規定しています。

なお、政党の名義で掲示すればすべてが政党の政治活動用のポスターと認められるわけではなく、候補者だけを特に目立たせるような場合には個人用のポスターと捉えられることもありますので注意が必要です。

Q 6 税政連の役員が地方選挙管理委員会委員になってもかまわないか。その他民生委員、調停委員等の役職については如何。なっても良いとした場合も、選挙期間中は税政連の運動に従事できないのではないか。

A 選挙管理委員会については、地方自治法第182条第5項で、選挙管理委員のうち2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属するものとなつてはならないと定められています。また、選挙管理委員は、政治活動はできますが選挙運動を行うことはできません。したがって税政連の役員が選挙管理委員となることは、法律上は差し支えないのですが、実際上適当かどうかは然るべく判断されることが必要だと思います。

民生委員については、民生委員法第16条第1項で、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないと定められています。民生委員が個人として政治活動や選挙運動を行うことは法律上禁止されていません。しかしながら、「民生委員」の肩書きを使用することは、地位を利用することになるので許されません。民生委員が個人の立場で税政連の役員となり、政治活動や選挙運動を行うことは差し支えありません。ただし、民生委員という地位を利用した選挙運動は、公職選挙法でも禁止されています。

調停委員については、民事調停法および家事審判法上、政治活動や選挙運動に関する規定がまったくありません。したがって、調停委員が税政連の役員となり、あるいは政

治活動や選挙運動を行うことは法律上差し支えありません。ただし、調停委員という地位を利用した選挙運動は公職選挙法で禁止されています。

Q 7 税理士が選挙運動に関する出納責任者になることはできるか。また、その際、謝礼を受け取っても良いか。

A 公職選挙法上、税理士が出納責任者となることを規制する規定はありません。法律上は差し支えないのですが、實際上適当かどうかは然るべく判断されることが必要だと思います。なお、公職選挙法により出納責任者が謝礼を受け取ることはできません。謝礼を受け取ると買収罪に該当することになります。

Q 8 選挙運動期間中、税理士事務所において電話による選挙運動を行っても良いか。この場合その経費負担はどうか。また、候補者の選挙事務所に出向いて行った場合はどうか。

A 電話による選挙運動は、いずれの場所で行っても差し支えありません。
税理士事務所において、候補者や出納責任者と意思を通じないで、独自に電話による選挙運動を行った場合は、これに要する経費を税理士事務所側で負担して差し支えありません。また、法定選挙費用にも算入されません。ただし、電話による選挙運動を行うことについて候補者側と意思を通じている場合は、たとえ税理士事務所において行ったとしても候補者側の経費負担となり、法定選挙費用に算入されます。
また、候補者の事務所に出向いて行う場合も、電話による選挙運動を行うことは差し支えありません。選挙事務所において行った場合は、これに要する経費は候補者側の支出となり、法定選挙運動費用に算入されます。

Q 9 大会の議案書の中で年次活動の報告をするが、例えば国政選挙の1か半月前に大会を開催する場合、大会議案に議員名や政党名を記載することは如何。

A 活動報告が書いてある議案書を作って、集まった人に配布をするのであれば、頒布にもあたらないかもしれません。ましてや掲示ではありません。平常時において政治団体が行う文書の配布はもちろん、頒布も制限は受けませんので、選挙運動にわたってはいけないという大原則がクリアされていれば構いません。
なお、必要がないのに議員さんのところを活動報告の中に大きく書いたり線を引いて誇張したりしていると、何のためだということで、選挙運動的な要素を帯びてくる危険性があるので、注意したほうがいいと思います。

Q10 大会に議員を招待してあいさつをいただくことは、如何。

A あいさつをしてもらうことは構いません。ただし、その方が選挙運動にあたるようなあいさつをしますと事前運動ということになります。通常、大会終了後に行われる懇親会に出てもらうことも構いません。問題があるとすれば、日ごろやってないけれど、選挙が近づいて議員に来てもらった。その人に次はがんばってもらおうという励ましの意味を込めて特別にやったということになりますと、これは選挙運動に関して飲食物の提供という規定にも触れてくるということです。

大会が選挙期間中にあった場合については、幕間演説なら構いません。予定はしてなかったけれども、たまたま候補者が来て、一言しゃべらせてくれと言っているからよろしいでしょうか皆さんということで演説をしてもらうことは構いませんし、その場合は選挙運動にわたる演説もできるということです。

それから国会議員が税政連後援会等の主催する懇親会に出席し、会場でお酌をして回るといふことではありますが、この懇親会が後援会や税政連が主催をする大会のあとに通

常やるような懇親会であって、しかも主催者や誰かが、選挙運動みたいなことをやってよろしく頼むということをやらなければ構いませんが、選挙運動となってしまうと、飲食物の提供禁止違反、場合によっては供応接待ということで買収罪という危険性まで出てきます。

Q11 国会議員のリーフレットと後援会の支援者名簿を持参して、税政連の役員が、自分が顧問をしている会社や知人に頼んで支援者名簿に名前を書いてもらうことは可能か。その場合「顔写真」「〇〇党〇〇選挙区選出」「〇〇選挙区は、県下全域が選挙区です」の三つが掲載されている場合は如何。

A 後援会の加入促進は一般的な政治活動です。パンフレットが後援会への加入案内という形をとり、とくに選挙運動にわたるものがなければ問題ありません。しかし、選挙が間近に迫っているような場合は、外形的には後援会への加入促進行為であっても、選挙運動にわたる行為として捉えられる可能性がありますから、十分な注意が必要です。

選挙運動にわたるかどうかについては、候補者の側もいろいろ知恵を絞りながら作っています。〇〇区選出と書いてありますが、これは事実を書いただけと言えるのではないのでしょうか。それから〇〇は県下全域が選挙区ですとあり、これはいかにも選挙を意識した文書だなということで、事前に相談を受ければ「はずしておかれたほうが無難ではないか」と申し上げると思います。ただ、だからといってこの文書そのものが即選挙運動ということにはならないだろうと思います。後援会の入会勧奨にとどまる限りは選挙運動にはあたらないし、依頼を受けた人が、さらにその知人に頼んでいくことも、同じように一般には選挙運動にあたらないわけです。

選挙運動かどうかの判断は、場所、方法、相手、時期等により総合的に考えなければいけませんから、自分の知人に頼むくらいは不特定でも多数でもありませんが、これを例えば駅頭で大量に配ったり、時期的にも選挙直前になってとなると選挙運動性が強くなると思われます。また、公務員については、こういう後援会の加入募集の活動は政治的行為として禁止されているという、ほかからの規制はあります。

解説書によっては、たとえ投票依頼がなくても、政治家の名前や写真を大書したり、この男を立派な政治家に育てようというようなことがあると、それは選挙運動用文書に該当する可能性が強いみたいなことが書いてあります。個々の具体論をお話するのは非常にむずかしいんですけども、このこと自体をとって、危ないからやめておいたほうがいいとまでちょっと言えないということです。まったく可能性としてゼロではありませんので、その頒布方法等は注意をしなければいけないということです。

Q12 税理士による国会議員の後援会の日常活動として、後援会の規約と趣意書等を提示して賛同者を増やして名簿を作るという、会員の募集を年間を通じてやっているが、通常の場合と選挙期間中との扱いが異なるか。

A 公職選挙法の禁止規定に該当しない活動でも、国政選挙の候補者の後援会活動となると、その人の名前を書いたものがでてくると思います。それをどのように取り扱うかという問題であると思います。例えば、選挙期間中にはそのポスターとかビラの頒布はできませんし、国政選挙が間近の段階で個別の候補者の名前を載った紙を持って訪ねて行かれますと、それはもう通常の政治活動とはとられないのではないかと思います。

そうしますと事前運動の禁止違反ととられる可能性が非常に強いと思います。本人はそのつもりはないといっても、選挙間近の時期にそういう活動をすれば、それはまさに政治活動に名を借りた選挙運動と認定される恐れが非常に強くなります。

明らかに選挙間近な時期であれば、自粛されたほうが良いと思います。

Q13 後援会名簿の作成について、後援会の会員である税理士に「選挙区内に投票権を持つ関与先、友人、知己を紹介してください」とFAXで通知し税政連で回答を集めて、特定の候補者のところへ持って行った場合には選挙違反になるのか。

A これは、基本的に選挙運動のための情報収集の問題だろうと思います。あくまでそのFAXの相手方が情報収集する相手方だけに限定され、陣営内部の連絡事項である場合には、直ちに違反を構成するものではないと思います。

文書に例えば「事務連絡」と書かれていても、事務連絡と書けば全て許されるわけではありませんけれども、内容が事務連絡に留まっていて、特定の会員のところだけへ行っている限りは問題にはならないと思います。

Q14 例えば決起集会等の開催通知を特定された後援会の会員にFAXで通知する場合はよいと思うが、その範囲を広げる場合、どのあたりからいけないのか。

A 非常に難しい問題です。本当に純然たる内部の連絡事項に留まっていれば、選挙運動用文書図画の頒布・掲示にはあたらないと思いますけれども、その範囲はどこまでとはにわかには言えないと思います。広い範囲にそういう集会の開催を周知連絡するためのものであれば、それは文書図画の頒布に入ることになります。

Q15 選挙期間中誰でもできる選挙運動のうち幕間演説については、候補者等の演説を予め周知されていないことが要件であるが、例えば税政連の支部で研修会の予定があり、候補者に「この日に研修会をやります。来ていただけますか」と言って、主催者側のどの程度の役職までが知っているのと抵触するのか。

A 候補者が来て演説することが一般に周知されていると、幕間演説ではなくて演説会になります。しかしながら、皆様方が集まっている会合に突然来られてあいさつといても困るわけで、予め何人かは知っていると思います。その会の主催者と候補者の方が「来ていいか」「どうぞ」という形で了解を取ることは当然ありうると思いますけれども、研修会に参加される方に対して、誰々さん来られますということを事前に流布しますと、これは演説会になってしまいます。

何人ぐらいという数の制限は申し上げにくいのですが、趣旨としては1人でも知っていたら演説会になるというわけではなく、一般に参加される方に対して周知されているかどうかの問題であるということです。

Q16 誰でもできる3つの選挙運動のほかに、応援弁士として行くことは選挙運動としてできるのか。

A 選挙運動は、支援者が事務所に結集して運動するのが通常です。その場合いろんな運動ができるわけです。すなわちその認められた選挙運動の範囲のなかで、一運動員として応援弁士としての演説はもちろんできるわけです。

候補者と無関係に第三者的にボランティアとしてやることができるのは、「個々面接」「電話による選挙運動」「幕間演説」の3つぐらいであろうということです。

Q17 候補者に渡す推薦状は文書図画のなかでどういう位置づけになるのか。また、推薦状とともに、大きな紙に「祈必勝」と書いたものを渡すことは文書図画の観点からどうか。

A 推薦は当然いろいろな団体が自由にできます。文書図画の頒布とは、多数に、あるいは不特定の者に配ること、また文書図画の掲示とは、多数に、また不特定の者に見せる

ようにすることを言います。推薦状は本人に対して渡すわけですので、文書図画の頒布、掲示にはなりません。

次にそれをどのように貼るのかという問題です。それを候補者が選挙事務所の中に、不特定多数の者に見えるようにしない範囲で貼ることは自由にできます。決定したことを道路に向けて掲示するなど、通行人等の不特定多数に見えるように貼りますと、これは選挙運動の文書図画の掲示になるわけです。

推薦状を本人に渡して、本人が一般の方に見えるようにではなくて、選挙事務所の中に貼るという範囲であればかまわないということです。

Q18 推薦決定を受けた立候補予定者の名前を、地元の政治連盟の役員または一般会員に対して印刷物にして配ってもよいか。その場合、通常の伝達方法とは、税政連の会報という解釈でよいか。

A 団体の決定事項を会員に伝えることはできると思います。その伝え方が通常の会員への決定事項の伝達方法であれば、特段違法ではないと思います。ただし、通常はまったく決定事項を文書でしないのに、このときだけ文書とすると文書図画の頒布になる可能性があります。通常、団体として決定した事項を会報に載せて連絡しているのであれば、それは通常の方法だと思います。

ただし、選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布、掲示については、政治団体が発行するものについては選挙期間中は禁止されています。

したがって、毎年恒常的に、9月なら9月に発行している定期刊行物に載せようとしても、その発行時期がたまたま選挙期間中にぶつかれば選挙に関する報道評論することは禁止となっていますので載せることはできません。

Q19 個人の政治家に対する寄附は選挙運動中は金銭可と聞いたが、通常は推薦状と同時に陣中見舞を持って行くことがある。この場合の期間については、公示前でも選挙期間に入ってからでもいいのか、何か制限があるのか。

A 政治活動に関する寄附なのか、あるいは選挙運動に関する寄附なのかについては、その寄附の趣旨で判断されます。通常、陣中見舞は選挙運動に関する寄附と考えられ、そういう趣旨であれば金銭等による寄附もできますし、時期の如何も問いません。公示前でも選挙運動のためにお使いくださいと持って行けば、それとして認められます。期間後になるとちょっと疑問ですけども、選挙運動に関する寄附であれば期間中であろうと期間前であろうとそれはかまわないということです。

Q20 選挙になると税政連の役員が各候補者に激励訪問をするが、そのときの交通費とか食事代とかを組織として出しているのか。また、後援会が年1回総会を開催するが、これが選挙直前または選挙期間中となり、会費を取った上で飲食を伴う場合は問題となるか。

A 役員が激励のために選挙事務所を訪ねる交通費については、選挙運動に関する費用ではないと思います。すなわちそのこと自体は、有権者に対する働きかけ等ではありませんから、そこに行く実費が選挙運動に関する費用ではないということで、それは組織として自由に支出できると思います。しかし、候補者の事務所に会員を動員した場合は、選挙運動とみなされますので、組織としての交通費等の費用負担は一切できません。

また、総会での食事の話ですけども、後援団体の寄附禁止、とくに選挙期間中になると非常に厳しい寄附禁止規定がありますけれども、要するに会費を取ってそのなかで本人の負担で食べていただくことですので、それであれば禁止規定に当たらないということです。後援団体が寄附するわけではないわけです。会費をもってその会費で食べるわけですから、実際は自分の金で食べるのと一緒ですので、それは寄附禁止規定に当た

らないと思います。

Q21 税理士による後援会を組織して、推薦などを行っているが、後援会の設立が選挙直前になった場合は事前運動になるのか。

A 政治団体をつくることは自由です。時期の如何を問わずそれはできます。直前に政治団体をつくったからといって、それが違反となるわけではないと思います。同じように推薦するのも自由です。ただご注意願いたいのは、選挙運動の文書図画の頒布、掲示や戸別訪問の禁止との関連で、新しく設立した後援会の会員獲得のための働きかけの仕方が選挙運動まがいととられるような形でやりますと、問題を生ずることになります。

Q22 選挙期間中に税政連発行の機関紙誌に、推薦する国会議員の名前を掲載するのはいかがか。

A 選挙期間中の政治団体の活動はかなり規制されます。機関紙誌は、選挙期間に選挙に関する報道評論はできません。選挙期間中に機関紙誌へ政治家の名前を掲載するのは差し控えていただきたいと思います。

Q23 今夏の参議院議員選挙の時期には、税理士会・税政連の総会が開催される。その総会に政治家の方を招待して懇親会の時にごあいさつをいただくのはいかがか。

A まず、選挙期間前か選挙期間中で分かります。選挙期間前であれば、あいさつは構いませんが、あいさつの内容が「選挙のときよろしく」という投票依頼になると、事前運動になりますから、あいさつの仕方の問題になります。

選挙期間中は選挙運動ができますので、政治家を招待してあいさつをしてもらうのは構いません。その後の飲食は微妙ですが、これは買収と認定されるかどうかの問題です。これも二段階ありまして、その懇親会が一人五千円の完全会費制で飲食代も五千元。集まった人が自分で会費を払って飲食をしたなら問題ありません。ただし、三千円の会費で五千元から一万円の飲食をした場合は、いわゆる供応、接待という形になりますから、その場合には投票依頼があるかないか。あるとその会合と候補者の関係にもよりますが、買収の問題が生じ得ます。なければ、構いません。金銭の問題とそこでパーティを開く時には、投票依頼がなければ構わないのですが、「先生、よろしく」とか、先生が握手をして「よろしく」となると、また、微妙なところが出てまいります。

Q24 文書違反について、選挙期間中に部内連絡や事務連絡という形で行いますが、その場合に推薦候補者の名前を書いてもよいのか。また、その候補者が〇月〇日に〇〇にきますから、集まってください、という文書の出し方はいかがか。

A 基本的なところですが、選挙運動用の文書になるかならないかです。要するに、有権者に対して投票依頼をするのは、選挙運動用の文書になります。期間前は一切禁止です。

指示文書に名を借りて広く有権者に、税政連と関係のない人に送るとか、税政連の会員でも普段は文書を送らないような人にも送る。それはまさに候補者の売り込みになります。あまり幅広く行くと違法文書になります。要するに法定ビラ以外のものを配ったということになります。

ですので、本当に必要なもので、誰が見てもこれは内部的に必要で内部連絡というのは構わないのですがそれを超えると「選挙運動での違法文書だ」と言われます。はっきり言って、その認定は非常に難しいです。

普段行っている方法かどうかの一つ。もう一つは、中身の問題です。連絡としてお知らせする。今度、税政連の会合があって、そこに〇〇先生が来るから、みんな集まれと

ということだと内部文書だと思います。そこはどのような手段、方法で配るかと、やはり内容です。選挙運動用文書なのか、事務連絡文書なのか中身の判断になると思います。

Q25 選挙期間中にホームページ上に後援会のある政治家の名前をのせるのはいかがか。

A インターネットを使った選挙運動は禁止されていますので、ホームページの内容が選挙運動にわたる場合は違法となります。

ただし、ホームページに政治家の名前を載せることがただちに選挙運動となるものではありません。個人的な関係等々いろいろあると思います。

しかしながら、直接選挙運動にわたる文言がなくても、選挙期間中は特に、特定の候補者の名前を載せることで、その選挙を応援しているとみられるおそれがあり、その場合には、公選法第百四十六条の「禁止を免れる行為」の問題が生じます。

以上は、個人のホームページの場合です。政治活動を行う団体については、選挙運動期間中はホームページに新たに候補者の名前を載せることはできません。

5-4 国会議員等後援会の結成状況一覧(2008/5/31 現在)

税政連	所属別	自民	公明	民主	その他	無所属	小計				合計	備考
							衆	参	自	非		
東京	衆議院	9	1	2			12					
	参議院							0				
	自治体					2			2			
	非現職	1		1	1					3	17	
東京地方	衆議院	11		4			15					
	参議院			3				3				
	自治体					2			2			
	非現職	2		4						6	26	
千葉県	衆議院	10	1	1			12					
	参議院	1		1				2				
	自治体					3				3		
	非現職	1		1						2	19	
関東信越	衆議院	26		4			30					宮下2後援会
	参議院	5		1				6				
	自治体					6			6		46	
	非現職	2	1	1		1				4	(47)	
近畿	衆議院	22	2	3		1	28					
	参議院	4		3				7				
	非現職	1		1		2				4	39	
北海道	衆議院	1					1					
	参議院							0				
	非現職									0	1	
東北	衆議院	8		4		2	14					渡部2後援会 野呂田2後援会
	参議院	2		3				5			23	
	非現職	2		2						4	(25)	
名古屋	衆議院	6		5			11					
	参議院	2		2				4				
	非現職				1					1	16	
東海	衆議院	14		2			16					
	参議院	1		1				2				
	非現職									0	18	
北陸	衆議院	8		1	1		10					
	参議院	4						4				
	非現職	3				1				3	17	
中国	衆議院	15	1	2	1	1	20					
	参議院	3		1				4				
	自治体					1				1		
	非現職	2								2	27	
四国	衆議院	11					11					
	参議院	3						3				
	非現職	4								4	18	
九州北部	衆議院	7		1	1		9					
	参議院							0				
	非現職									0	9	
南九州	衆議院	9					9					
	参議院	1						1				
	非現職	3								3	13	
沖縄	衆議院						0					
	参議院							0				
	非現職									0	0	
合計	衆議院	156	6	29	2	4	198					
	参議院	26	0	15	0	0		41				
	自治体	0	0	0	0	13				14	289	
	非現職	21	0	10	2	3				36	(292)	
	計	203	6	55	4	21					289	

5-5 設立助成金の取扱い

税政連15第103号

平成16年3月23日

単位税理士政治連盟

後援会対策担当者 殿

日本税理士政治連盟

政策委員長 大野 眞一

税理士による国会議員等後援会の設立助成金の取扱いについて

本連盟の事業活動に対しましては、格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、標題の件につきまして、従来から本連盟は、当該後援会が設立された場合、助成金として5万円を当該後援会に交付することとしてきました。

去る1月26日の政策委員会正副委員長会において、当該助成金の取扱いについて審議したところ、下記三を追加し、次のとおり従来の取扱いを継続することといたしましたのでご連絡いたします。

なお、原則として、助成金及び会旗の送付先は後援会事務所宛となりますのでご了承下さい。

記

一、当該助成金の交付は、別添の「税理士による国会議員等後援会設立助成金申請書」及び選挙管理委員会届出に係る書類の写しをもって、本連盟に設立を報告した後援会に限るものとする。

二、当該助成金の交付は、本連盟が単年度予算によることから、設立後1年以内に、本連盟に上記一の報告があった後援会に限るものとする。

三、地方公共団体首長の後援会の取扱いについては次のとおりとする。

1. 新たに首長の後援会が設立された場合、本連盟は単位税理士政治連盟の申請により、国会議員等の後援会と同様に設立助成金と後援会旗を交付する。
2. 国会議員等が首長に転進した場合、(1)活動区域の変更を選挙管理委員会に届け出る例と(2)いったん解散し新たな後援会として設立を選挙管理委員会に届け出る例とがある。本連盟は、単位税理士政治連盟における後援会活動を支援する見地から、国会議員等と同様に(1)(2)のいずれにも当該助成金を交付するものとする。ただし後援会旗は交付しない。

以上

5-6 文書のひな形

第1章 税政連と後援会

1-8 後援会の結成

- 1 税理士による〇〇〇〇後援会規約(案) 53
- 2 政治団体設立届 55

第2章 後援会の日常活動

2-6 具体例(1. 総会、各種講演会・被後援者を囲む会)

- 3 役員会開催通知書 57
- 4 総会開催通知書 58
- 5 時局講演会企画案 59
- 6 講師要請文書(時局講演会) 60
- 7 講師への礼状(時局講演会) 60
- 8 朝食懇談会通知書(税政連あて協力要請) 61
- 9 朝食懇談会通知書(税政連から関係役員あて出席要請) 60
- 10 朝食懇談会通知書(後援会役員への出席要請) 62
- 11 懇談会通知書(例1) 62
- 12 懇談会通知書(例2) 63
- 13 懇談会通知書(例3) 63
- 14 案内文書(秘書との懇談会) 64

2-6 具体例(2. 後援会結成周年記念祝賀会、被後援者要職就任祝賀会)

- 15 来賓・招待者への案内書(結成周年祝賀会) 65
- 16 報道関係者への案内書(結成周年祝賀会) 66
- 17 会員への通知書(結成周年祝賀会) 67
- 18 来賓・招待者への案内状(要職就任祝賀会) 68
- 19 会員への案内状(要職就任祝賀会) 69

2-6 具体例(3. 税務支援の実情視察)

- 20 実施要請文書(税務支援の実情視察) 70
- 21 国会議員への要請文書(税務支援の実情視察) 71

2-6 具体例(5. 会員の増強)

- 22 加入勧奨文書(例1) 72
- 23 加入勧奨文書(例2) 72
- 24 税理士による〇〇後援会の歩み 73

第3章 後援会と選挙支援

3-10 具体例（2. 役員会・世話人会案内文、決起大会次第）

25 役員会・世話人会案内文	74
26 決起大会次第	75

3-10 具体例（5. 電話のかけ方）

27 電話戦術日誌	76
28 電話戦術当番表	76

第4章 陳情活動

4-5 陳情報告書の作成

29 陳情報告書	77
----------------	----

2 本会の所要経費は有志の寄附をもって充当することもできる。

(経費及び会計年度)

第10条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、その業務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、職務を代行する。
- (3) 幹事長、副幹事長及び幹事は役員会の協議に基づき、第5条の活動を行う。
- (4) 会計監事は会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(規約の補正改変)

第12条 本規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

附 則 1. 本規約は平成〇年〇月〇日より施行する。

2 政治団体設立届 (政治資金規正法施行規則(第1号様式))

別記

第1号様式 (第1条関係)

政治団体設立届

平成20年〇月〇日

総務大臣 殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称 **税理士による〇〇後援会**
事務所の所在地 **東京都品川区大崎1-11-8**
代表者の氏名 **日税 太郎** ㊞

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな) ぜいりしによる〇〇こうえんかい 税理士による〇〇後援会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体(政党が指定) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2 <input checked="" type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成20年〇月〇日	
主たる事務所の所在地	(〒141-0032) 東京都品川区大崎1-11-8 電話(03-5435-0910)			
主たる活動区域	東京			
代表者	(ふりがな) 氏名 にちぜい たらう 日税 太郎	(〒) (住所) (電話) 141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 (03-5435-0910)	(生年月日) 昭和〇年 〇月〇日	(選任年月日) 平成〇年 〇月〇日
会計責任者	にちぜい じろう 日税 二郎	141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 (03-5435-0910)	昭和〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
会計責任者の職務代行者	にちぜい さぶろう 日税 三郎	141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 (03-5435-0910)	昭和〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
支部の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用 関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
- 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というよ

うに詳細に記載すること。

- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の17第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

3 役員会開催通知書

平成 年 月 日

役員各位

税理士による〇〇〇〇後援会
幹事長 〇 〇 〇 〇

役員会開催のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本後援会の活動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記により、本後援会の役員会を開催することといたしました。
つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、お繰り合せのうえ、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 場 所
- 3 議 題
 - 1 総会の開催について
 - 2 今後の活動について
 - 3 その他

(注) 食事の準備がある場合には出欠の連絡先などその旨明記します。

4 総会開催通知書

会員各位

平成 年 月 日

税理士による〇〇〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇

総会開催のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本後援会の活動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記により、〇〇〇〇先生をお迎えして本後援会の総会を開催し、総会終了後、引き続き先生を囲んで懇親会を催すことといたしました。

つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、お繰りあわせのうえ、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

- | | | |
|-------|--------------|----------|
| 1 日 時 | 平成 年 月 日 () | 時 分～ 時 分 |
| 2 場 所 | | |
| 3 議 題 | 1 活動報告について | |
| | 2 決算報告について | |
| | 3 活動計画について | |
| | 4 収支予算について | |
| | 5 役員改選について | |
| | 6 その他 | |

5 時局講演会企画案

1	名称・目的	〇〇時局講演会、サブタイトル「 国民的関心事の〇〇について税の専門家である我々の〇〇後援会と 〇〇税政連が主催し多くの納税者に理解を求める。」
2	日 時	平成 年 月 日 () ① 講演会 時～ 時 ② 懇談会 時～ 時
3	場 所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町 (電話) ー
4	主 催	税理士による〇〇後援会、〇〇税理士政治連盟
5	協 賛	日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟
6	会 費	懇談会費 円
7	次 第	
	講演会	① 開会の辞 (担当者：) ② 会長挨拶 ③ 来賓祝辞 日本税理士政治連盟、〇〇税理士政治連盟 ④ 講 演 講師 衆議院議員〇〇〇〇先生 テーマ「 」 ⑤ 閉会の辞 (担当者：)
	参加見込 会員	人、家族・事務所職員 人、関与先等 人
	懇談会	① 開会挨拶 ② 乾 杯 ③ 被後援者挨拶 ④ 閉会挨拶
8	予 算	

6 講師要請文書（時局講演会）

先生	平成 年 月 日
	〇〇税理士政治連盟 会長 〇〇〇〇
講師派遣のお願い	
拝啓 〇〇の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび、当連盟（会員数 人）では〇〇改正問題について会員の理解を深めるため、下記により「〇〇〇〇研究会」を開催することと致しました。 つきましては、ご繁多の折、誠に恐縮でございますが、〇〇改正の趣旨及び業界から出ている問題点、または今後の展望についてのご講演をお願いしたいと存じます。 敬 具	
記	
1 日時	平成 年 月 日（ ） 午後 時から（時間 分程度）
2 場所	〇〇ホテル 〇〇市〇〇町 電話（ ） ー
3 テーマ	「 」について 連絡先 〇〇〇〇 電話（ ） ー

7 講師への礼状（時局講演会）

先生	平成 年 月 日
	〇〇税理士政治連盟 会長 〇〇〇〇
ご講演の御礼	
拝啓 〇〇の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、過日の「〇〇〇〇研究会」実施に当たりましては、ご繁多にも拘らず遠路お出掛けいただきご講演賜り衷心より感謝申し上げます。 とりわけ、〇〇問題は私ども税理士にとって大きな関心事であり、講演の内容からも多く学ぶものがあり、参加者全員満足しております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも当連盟の会務運営につきまして格別のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。 まずは、略儀ながら書中をもって御礼申し上げます。 敬 具	
追伸 はなはだ不出来ではございますが、写真数葉同封申し上げましたので、ご受納下さいますようお願い申し上げます。	

8 朝食懇談会通知書（税政連あて協力要請）

	平成 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 殿	
	税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
〇〇代議士との朝食懇談会への臨席方お願い	
謹啓 〇〇の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび下記により、〇〇代議士との懇談会を開催することとなりました。 つきましては、御多忙の折から誠に恐縮に存じますが、貴職並びに関係役員のご臨席を賜 りますようご案内申し上げます。 敬 具	
記	
1 日 時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 懇談会 午前 時 分～ 時 分
2 場 所	〇〇市〇〇町 電話 () —

9 朝食懇談会通知書（税政連から関係役員あて出席要請）

	平成 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 殿	
	税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
〇〇代議士との朝食懇談会開催のお知らせ	
下記により、〇〇代議士を囲んで朝食懇談会を開催することとなりましたので、お繰あわ せのうえ、ご出席下さるようご案内いたします。 なお、準備の都合もありますので、折り返し出欠の有無を事務局までご連絡下さるようお 願いいたします。	
記	
1 日 時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 懇談会 午前 時 分～ 時 分
2 場 所	〇〇市〇〇町 電話 () —

10 朝食懇談会通知書（後援会役員への出席要請）

		平成 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 殿		税理士による〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇
〇〇代議士との朝食懇談会開催のお知らせ		
下記により、〇〇代議士を囲んで朝食懇談会を開催することとなりましたので、お繰あわせのうえ、ご出席下さるようご案内いたします。		
なお、準備の都合もありますので、折り返し出欠の有無を事務局までご連絡下さるようお願いいたします。		
記		
1 日 時	平成 年 月 日 () 午前 時 分	
	懇談会 午前 時 分～ 時 分	
2 場 所	〇〇市〇〇町	電話 () —

11 懇談会通知書（例 1）

		平成 年 月 日
〇〇税理士政治連盟 会長 殿		税理士による〇〇後援会 会長 〇 〇 〇 〇
〇〇代議士との懇談会のご案内		
会員先生には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、かねてから後援会の会務運営にご協力をいただき御礼申し上げます。		
さて、衆議院の解散・総選挙の日程もほぼ決ったかの感もありますが、〇〇税理士政治連盟では下記の要領で〇〇代議士を囲み国政の情勢を聞き、税制などに対する我々の要望を陳情し、かつ、今後の活躍を期待して、励ますための会を開くことにしました。		
ご多忙中とは存じますが、後援会の目的・意義を再確認するためにも、是非ご参加下さるようご案内申し上げます。		
記		
1 日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
2 場 所	〇〇商工会議所 〇階 大会議室	電話 () —

12 懇談会通知書（例2）

謹啓 ○○の候、先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は「税理士による○○後援会」の活動につきまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来る 月 日（ ）、○○大臣が○○代議士の励ましの会に出席されるため当地を訪問されるととなり、私たち税理士にとってまたとない好機と存じます。

税制等の改正問題と地元経済の建て直し等、膝を交えた貴重な時間をいただくこととなりました。短い時間ではございますが、是非ご出席いただき、○○大臣、○○代議士を囲んでの忌憚のない意見の交換を致したくご案内申し上げます。

また、引き続き、「○○を励ます会」も催されますので、何かと御多忙の中、恐縮ではございますが、併せて宜しくお願い申し上げます。 敬 具

税理士による○○後援会
会長 ○ ○ ○ ○

記

日 時 平成 年 月 日（ ） 時 分（時間厳守願います）
場 所 電話（ ） ー

13 懇談会通知書（例3）

会員各位

平成 年 月 日

税理士による○○後援会
会長 ○ ○ ○ ○

○○知事との懇談会のご案内

会員先生には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より後援会活動に対しご支援ご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、○○知事には、後援会結成以来私たち税理士業界の業務に対し深いご理解とご支援を頂いておりますが、改めて地方税制並びに地方自治体の公益業務における税理士の登用問題等についての懇談会を開催させて頂くことになりました。

ご多忙中とは存じますが、後援会の目的・意義を再確認するためにも、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時 平成 年 月 日（ ） 時 分
場 所 ○○会館 電話（ ） ー

14 案内文書（秘書との懇談会）

推薦国会議員
秘書各位

平成 年 月 日

〇〇税理士政治連盟
会長 〇 〇 〇 〇

当連盟幹部及び税理士による国会議員等後援会会長との懇談会開催のご案内

〇〇の候、各位には益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、当連盟では、昨年の〇月と〇月に地元・〇〇市と東京において、推薦国会議員の秘書の方と懇談会をもち、内外から大変好評を得ましたが、今般、別紙により〇度目の地元秘書との懇談会を開催することを企画しました。

この懇談会は、当業界の抱えている諸問題についてお話し、ご理解とご支援を得るとともに、税理士による国会議員等後援会会長も交えて後援会の拡充強化策についてご相談し、先生と当連盟の関係が一層緊密になるよう役立てたいとの趣旨から企画したものであります。

つきましては、ご繁忙の折、誠に恐縮ですが、秘書の方どなたかお一人ご出席を是非賜りますよう、ご案内方々お願い申し上げます。

なお、お手数ながら同封ハガキにご出席いただける秘書の方のご芳名をご記入の上、〇月〇日（ ）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

<別紙>

当連盟幹部及び税理士による国会議員等後援会会長との懇談会開催要領

第1部 懇談会

日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

場所 〇〇〇〇ホテル 〇階「〇〇の間」
〇〇市〇〇町 丁目 番号

- 次第
- 1 開会挨拶
 - 2 会長挨拶
 - 3 秘書代表ご挨拶
 - 4 税理士業界の要望について
 - 5 税政連の現状について
 - 6 秘書からのご要望について
 - 7 閉会挨拶

第2部 懇親会

日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

場所 〇〇〇〇ホテル 〇階「〇〇の間」

- 次第
- 1 開会挨拶
 - 2 乾杯
 - 3 閉会挨拶

*ご案内の範囲

- 1 当連盟推薦の国会議員等秘書（お一人）
- 2 当連盟出席予定者
名誉会長、会長、副会長、総務会長、総務副会長、幹事長、副幹事長
国対委員会副委員長・委員、後援会対策委員会副委員長
税理士による国会議員等後援会会長

15 来賓・招待者への案内書（結成周年記念祝賀会）

平成 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 殿

〇〇税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会
会長 ○ ○ ○ ○

「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内

〇〇の候 貴台ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「税理士による〇〇後援会」は、月 日をもって後援会結成〇周年を迎えました。

そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに〇〇税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。

記

1 日時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分

2 場所 (同封地図参照)

〇〇市 町 丁目 番号 電話 () ー

16 報道関係者への案内書（結成周年記念祝賀会）

平成 年 月 日

〇〇新聞社
政治部長 殿

〇〇税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会
会長 ○ ○ ○ ○

「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内

〇〇の候 貴台ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「税理士による〇〇後援会」は、月 日をもって後援会結成〇周年を迎えました。

そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに〇〇税理士政治連盟の後援により〇〇先生をお迎えし、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。

記

- 1 日時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 場所 (同封地図参照) 〇〇市 町 丁目 番号
連絡先：〇〇〇〇 (電話) — —

17 会員への通知書（結成周年記念祝賀会）

平成 年 月 日

会員各位

〇〇税理士政治連盟
会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会
会長 ○ ○ ○ ○

「税理士による〇〇後援会」結成〇周年記念祝賀会のご案内

〇〇の候 会員の先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

表題のとおり、「税理士による〇〇後援会」は、結成以来、はや〇年を経過いたしました。この間、地元（選挙区名）の（支部名）の先生方から一方ならぬご協力ご支援を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

〇〇先生におかれましては、（議員の活動状況を報告）

後援会では、〇〇先生の一層のご活躍を願って、今般、下記により祝賀会を開催することといたしました。

先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席戴き、〇〇先生に励ましのお言葉を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 場 所 （同封地図参照）

〇〇市 町 丁目 番 号 電話（ ） -

3 会 費 金 円也 （当日、受付にて申し受けます）

※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお問い合わせ致します。

18 来賓・招待者への案内状（要職就任祝賀会）

平成 年 月 日

日本税理士政治連盟
会長 殿

〇〇税理士政治連盟
会長 〇 〇 〇 〇
税理士による〇〇後援会
会長 〇 〇 〇 〇

〇〇議員の〇〇副大臣就任祝賀会のご案内

〇〇の候 貴台ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、この度（選挙区名）選出の〇〇先生が衆議院（参議院）〇〇副大臣（〇〇政務官、〇〇委員長）にご就任されました。

そこで、本連盟及び本後援会との共催並びに〇〇税理士政治連盟の後援により、下記のとおり祝賀会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、ご臨席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

おって、同封ハガキによりご出欠のご返事をいただければ幸いと存じます。

1 日時 平成 年 月 日（ ） 時～ 時

2 場所 （同封地図参照）

〇〇市 町 丁目 番号 電話（ ） ー

19 会員への案内状（要職就任祝賀会）

会員各位

平成 年 月 日

〇〇税理士政治連盟
会長 〇 〇 〇 〇
税理士による〇〇後援会
会長 〇 〇 〇 〇

〇〇議員の〇〇副大臣就任祝賀会のご案内

〇〇の候 会員の諸先生にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、〇〇先生におかれましては、去る〇月、衆議院（参議院）〇〇副大臣（〇〇政務官、〇〇委員長）にご就任され、多忙な毎日をご過ごしておられます。

（財務金融委員長、財務政務官の場合）

日税連の税制改正に関する要望もまとめ、既に業界の要望の実現に向けての陳情活動が積極的に実施されております。その一環として財務金融委員長（財務政務官）の地元後援会が行動を起こすべく、関係機関との協議のうえ、下記のとおり祝賀会を開催することといたしました。

先生には、大変お忙しいことと存じますが、是非ご出席いただき、〇〇議員に励ましのお言葉を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 場 所 (同封地図参照)
- 3 会 費 〇〇市 町 丁目 番 号 電 話 () -
金 円也 (当日、受付にて申し受けます)

※ 出席・欠席のご返事は、恐縮ですが、 月 日までにお願い致します。
「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」

20 実施要請文書（税務支援の実情視察）

関係者各位

平成 年 月 日

〇〇税理士会
会長 〇 〇 〇 〇
〇〇税理士政治連盟
会長 〇 〇 〇 〇

推薦国会議員等に対し税務支援の実情視察方要請について

別紙（当会の行う無料税務相談にご視察方お願いについて）のとおり、平成 年月 日付で国会議員等あて発送しましたので、お知らせいたします。

つきましては、標記の件について、御多忙とは存じますが、下記要領により効果的な運用がなされますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 担当責任者は、都道府県税政連会長のほか支部長並びに国会議員等との面識のある会員とする。
- 2 ご案内の国会議員等は原則として当税政連の推薦国会議員等となっている。
- 3 視察場所は、原則として税理士会が独自に開設する無料税務相談会場（税務署以外）とする。
- 4 都道府県税政連会長及び支部長等は連絡担当責任者と協議し、日時、場所等の詳細を相手方と連絡をとり、視察日時を決め案内する。
- 5 視察する国会議員等の日時、場所が決定した場合、都道府県税政連を経由して本会あて報告すること。

送付先：都道府県税政連会長、税政連支部長、後援会会長、総務正副会長、推薦審査会長、正副幹事長

21 国会議員への要請文書（税務支援の実情視察）

平成 年 月 日

衆（参）議院議員

〇〇〇〇 先生

〇〇税理士会

会長 〇〇〇〇

〇〇税理士政治連盟

会長 〇〇〇〇

当会の行う「無料税務相談」に実情視察方お願いについて

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会並びに当政治連盟に対しましては、格別のご指導とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、税理士法に基づき税理士の社会的責務を果す一環として、毎年個人の確定申告期に広く小規模納税者を対象に、2月中旬より3月上旬に至る間、当会の地域で延べ〇〇カ所の会場において無料税務相談を積極的に実施しております。

ちなみに、今年の当会管内に置いて実施した無料税務相談の状況は、出動した税理士数は〇〇〇〇人、相談した納税者数も実に〇〇〇〇人に達しております。

このほか、地域の商工会、商工会議所、青色申告会等の要請に応じて出動した税理士数は延べ〇〇〇〇人、相談納税者数は〇〇〇〇人であり、実に膨大な納税者に奉仕いたしている現状であります。

つきましては、政務何かとご多端の折とは存じますが、是非とも、お差し繰りいただき私どもの実施しております無料税務相談の実施状況をご視察いただき、更にご指導とご理解を賜りたくご案内申し上げます次第でございます。

なお、ご視察に際しましてのご案内及び日時、場所等の詳細なご連絡方につきましては、地元税理士が当たらせていただくこととなっておりますので何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

22 加入勸奨文書（例 1）

税理士先生	平成 年 月 日
	税理士による〇〇後援会 会長 ○ ○ ○ ○
税理士による〇〇後援会にご加入のお願い	
〇〇の候、税理士先生には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 この度〇〇税政連の音頭により標記後援会が発足され、税理士業界の要望実現に向け〇〇議員とともに活動を行っているところであります。 つきましては、是非ともこの機会にご入会いただきますようお願い申し上げます。	

23 加入勸奨文書（例 2）

税理士先生	平成 年 月 日
「税理士による〇〇後援会」入会のお願い	
拝啓 師走の候、何かと御多忙のことと拝察致します。 さて、本日文書を差し上げましたのは、〇〇税理士政治連盟が推薦している〇〇代議士の後援会組織「税理士による〇〇後援会」へご入会いただきたく、特にお願い申し上げた次第であります。 税理士業務に関連した法律の改正及び制定は、それぞれ法務省、総務省、財務省が法律案を作成の上、国会に提出されることとなります。この法律案作成に対し業界の意見を集約し、その意思を審議機関たる国会に反映させるには、国会議員を通じて文書による陳情を行うことが通常のやり方であると思えます。したがって、国会に発言の場を持つ業界ほど日頃から国会議員とのコンタクト（接触）が強い業界であると考えられます。 〇〇代議士は、（以下、税理士業界のための活動紹介） 私どもの良き理解者である同代議士を支援するため「税理士による〇〇後援会」へ一人でも多くご加入されますようお願い申し上げます。 税理士先生ご本人はもとより、ご家族、事務所職員、関与先の皆様へも声を掛けて下さい。 入会の手続きは、同封の申込書にご記入のうえ、返信用封筒により郵送下されれば完了します。どうか、国会における税理士の発言力を強めるため、ご協力下さるようお願い致します。 なお、入会の手続きは、一応、平成 年 月 日までとしましたので、よろしくお願ひします。	
敬 具	
税理士による〇〇後援会 顧 問 ○ ○ ○ ○ 会 長 ○ ○ ○ ○ 副会長 ○ ○ ○ ○ 幹事長 ○ ○ ○ ○	

24 税理士による〇〇後援会の歩み

当後援会は、〇〇氏を支援するため、昭和 年 月 日、〇〇税理士会〇〇支部会員の有志をもって結成され、初代会長には〇〇会員が就任いたしました。

ご高承のとおり、〇〇氏は、昭和 年 月に見事、衆議院議員に初当選されました。この陰には、後援会会員の積極的な活動が大きな成果を上げたことも見逃すことのできない事実であります。

その後、〇〇、〇〇両支部の会員有志の話合いの結果、 年 月 日に開催された定期総会で新役員のメンバーを決定し、第〇次執行部が発足しました。

現在、後援会は、〇〇、〇〇両支部の会員をもって組織されておりますが、選挙区が分区される情勢にあるのを受けて、これへの対応を図っております。

1 後援会の活動状況

年 月 日 定期総会
年 月 日 議員を囲む会
年 月 日 新年会
など

2 被後援者への陳情活動状況

年 月 日 税制問題で陳情（於：〇〇市）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
年 月 日 税制問題で陳情（於：議員会館）
など

3 被後援者のプロフィール

初当選の年、当選年／これまでの主な役職（党、政府、委員会）／現在の役職（党、政府、委員会）／趣味など

25 役員会・世話人会案内文

事務連絡

〇〇〇〇殿
(個人名)

税理士による〇〇後援会
会 長 〇 〇 〇 〇
幹 事 長 〇 〇 〇 〇

税理士会による〇〇後援会役員及び世話人会のご案内

時節柄ご多忙のところ誠に恐縮ですが、後援会活動につき、いろいろとご協議をお願いいたしたく、下記要領にて集会したいと存じますので、ご足労お願い申し上げます。

記

日 時	平成 年 月 日 () 午後 時から 時まで
場 所	国道〇町 「〇〇亭」
課 題	1 〇〇地区後援会の設立について 2 月 日 () 〇〇代議士出席予定について 3 〇〇後援会役員改選について 4 後援会活動の計画について ①当面の活動について ②その他

注 急な連絡で申し訳ありませんが、万障お繰り合わせの上、是非ご参加お願い致します。
万一、所用のため止むなくご欠席の場合は、なるべく早く事務局までご連絡下さい。
(責任者：〇〇)

26 税理士による〇〇後援会総決起大会次第

(司会 〇〇〇〇)

- 1 開会宣言 (司会者)
- 2 会長挨拶 (〇〇後援会長)
- 3 県税政連会長挨拶 (〇〇会長)
- 4 選挙運動について (〇〇税政連幹事長)
- 5 〇〇先生挨拶
- 6 推薦状交付
 - (1) 日本税理士政治連盟
 - (2) 〇〇税理士政治連盟
 - (3) 〇〇県税理士政治連盟
 - (4) 税理士による〇〇後援会
- 7 勝ちどき (〇〇幹事長音頭)
- 8 懇談

- (注) 1 来賓のある場合は、4の次に「ご挨拶」をお願いする。
2 「祝電」は、懇談の席で披露する。

27 電話戦術日誌

電話戦術日誌

当番日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時
当番氏名	(支部名) (氏名)
電話した 対象者数	税理士 人 関与先等 人
電話戦術 に関する 意見等	

28 候補支援の電話戦術当番表

候補支援の電話戦術当番表

(◎印責任者)

	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
午前 10時～ 12時										
午後 1時～ 3時										
午後 3時～ 5時										

日程の変更があれば、適宜、期間をご変更願います。

29 報告書（〇〇に関する陳情）

〇〇税理士政治連盟 御中
 FAX〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
 アドレス〇〇@nichizeiren.jp

報告書（〇〇に関する陳情）

〇〇税理士政治連盟

議員氏名 (政党、選挙区)	日 時 場 所	出席者	結果の概要(議員からの意見、感触等をご記入ください)
日税 太郎 (自民党・〇〇1)	平成19年〇月〇日 13時30分～14時 〇〇市△町3-2-1 日税太郎後援会事務所	日税太郎議員 秘書 日税次郎他1名 後援会長 税政 次郎 〇〇税政連幹事長 税理 三郎	要書等手交のうえ要書事項を説明した。議員からは全面的に協力をすると感触を得た。また、今後の陳情においては政務調査会の担当会長や△△大臣へも必ず陳情すべき等の助言を受けた。
税山 四郎 (民主党・〇〇2)	平成19年〇月◇日 11時～11時45分 ◇市☆町 1-2-3 税山四郎後援会事務所	議員秘書 税山 五郎 後援会長 税川 六郎 〇〇税政連幹事長 税理 三郎	本人不在の為、秘書の税山五郎氏へ手渡し、建議等について説明をした。
(.)			
()			

※議員本人と面会できた場合は会報に掲載しますので、スナップ写真を撮影のうえ広報委員会あてご送付ください。

編集後記

平成16年8月に「後援会活動のてびき」（改訂版）が発刊されて4年が経過致します。この間、各単位会で開催されました後援会会長連絡会議の報告により、現状の各後援会が抱えている課題と活動状況について多くの情報を得ることができました。今回の改訂に当たりましては、これらの問題解決に少しでも役立てて頂くこと、また、各地域の事例を少しでも提供することを念頭に編集致しました。

「税理士による国会議員等後援会」の活動は税政連活動の中心的存在であります。今回の改訂版が後援会活動の更なる活性化に役立てて頂くことを念願致します。

平成20年6月

後援会対策特別委員会

委員長	大野真一	(名古屋)
副委員長	八木澤秀夫	(東京)
同	河田秀雄	(近畿)
同	鈴木爲久	(東北)
委員	末木好臣	(東京地方)
同	安納宏和	(関東信越)
同	石田義人	(中国)
同	野田尚武	(九州北部)

「後援会活動のてびき」改訂小委員会

小委員長	鈴木爲久	(東北)
委員	安納宏和	(関東信越)
同	石田義人	(中国)